

電力の自由化・競争導入に関する法的検討

舟田正之

第一章 はじめに

一 電気事業法の改正と検討の角度

二 独占禁止法の観点——「エッセンシャル・ファシリティ」の法理

第二章 電力産業に関する制度設計の基本的観点

第三章 複数のエネルギー・ネットワーク・システム

一 複数分散型ネットワーク

二 諸外国における電力改革の三類型

三 「プール」方式か「小売託送」方式か

四 他の選択肢・政策課題

第四章 託送

第一節 現行法における託送の位置づけ

一 振替供給・託送

二 託送の形態1——「ブツ切り」方式

三 託送の形態2——エンド・ツゥー・エンド方式

四 託送の形態3——共同供給方式

第二節 卸託送

一 法改正による制度化

二 卸託送の形態

三 料 金

第三節 自己託送

一 制度的位置づけ

二 法的構成

三 自己託送の取引条件

四 自己託送と分散型モデル

第四節 小売託送

一 現行法における小売託送の解釈

二 料 金

三 コモン・キャリアーとコントラクト・キャリアーの区別

四 「競争者」の法的資格付け

五 プール制の是非

第五節 特定電気事業者にかかる託送問題

第六節 大口ユーチャー向けに限った小売託送

第七節 託送料金と会計制度

第五章 おわりに

一 供給責任

二 残された問題

第一章 はじめに

一 電気事業法の改正と検討の角度

一九九七年春頃から、電力料金の国際比較の議論が再燃し、通産大臣から、一般電気事業者の経営効率化をさらに図るために、その垂直統合体制の見直し、すなわち発電・送電・配電の各部門の企業分割（＝垂直分離）の検討が提唱された⁽¹⁾。

これを受けて、検討に入った電気事業審議会は、右の点（垂直分離）をも念頭に置きつつも、まずは電力料金引き下げに直結すると考えられる入札など、発電部門における競争の拡大と、卸託送・小売託送の範囲・条件の検討に着手した。

そして、一九九七年一二月五日、同審議会の基本政策部会の基本政策小委員会は、中間報告をまとめ、そこでは、火力電源開発分野において全面的な競争入札を導入する制度が提案された。しかし、小売託送など、より一層の競争導入方策に関しては、一九九八年からの検討に委ねられた。

一九九八年五月二七日の同部会中間報告は、大口需要家への小売託送を認めるべきだとする「部分自由化」を提言し、家庭ユーザーを含む「全面自由化」や「プール制」の導入は将来、欧米諸国の成果を踏まえてその是非を検証することとした。翌年一月二一日付で同審議会・基本政策部会報告および同・料金制度部会中間報告が公表された。これらの経緯を経て、同年六月、部分自由化等を規定した電気事業法改正が成立した⁽²⁾。

これらの動向を踏まえつても、本稿では、制度構築の基礎となる法的整理・構成のあり方を検討する。すなわち、具体的な制度・政策のあり方、およびその進め方を直接論じるのではなく、それらの基礎となる法的検討ないし制

度論を試みることにする。

二 独占禁止法の観点——「エッセンシャル・ファシリティ」の法理

電力産業における競争原理の導入のための制度の構築については、独禁法の観点からは、以下のような筋道で考
えるべきものと思われる。

(1) 送電・配電ネットワークについては、米国の反トラスト法の判例において「エッセンシャル・ファシリ
ティ」(=ボトルネック独占)の法理が展開されてきたが、この法理はわが国でも基本的に妥当する。⁽³⁾ この法理によ
れば、一般電気事業者が新規参入事業者(以下、米国の例に倣つて、IPP=Independent Power Producerといふ)とが
ある)に対し、託送を不當に拒絶することは、競争の可能性をつぶすのであり、「私的独占」または「不当な取
引拒絶」に該当し、独禁法違反となる。

この前提として念のため述べれば、日本の独禁法一一条は、鉄道事業・電気事業・瓦斯事業を例として挙げて、
「その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固
有のものについては、これを適用しない」と規定する。これは、「確認規定」(確認的適用除外)とも呼ばれる)と解
され、「電力会社の供給区域における独占的地位やそれに必然的に伴う行為以外のものについては、この規定に
よつて適用除外となることはあり得」⁽⁴⁾ない。

(2) ただし、右の法理は、第一に、エッセンシャル・ファシリティの範囲を限定的に解し、また、拒絶する事
業上の正当な理由を認める解釈によつて、個別に具体的ケースとの難解な解釈問題を惹起する。⁽⁵⁾

また第二に、米国の判例に現れたのはほとんどが卸託送の事案である。小売託送についても、抽象的な理論のレ
ベルでは同じ法理が妥当すると考えられるが、卸託送と比べ小売託送の場合のほうが、上述の第一点で挙げたよう
な託送拒絶の正当事由を認めやすいように思われる。

そこで、米国では、反トラスト法上の紛争に委ねずに、各州の特別法および特別の事業規制（一九九六年四月、FERC, Order No. 888 [2]）で競争導入のための制度を構築し、小売託送を可能にする環境を整える道を選んだ⁽⁶⁾。

（3）前述のように、エッセンシャル・ファシリティの法理は、日本の独禁法でも基本的には同様に妥当すると解される。

しかし、後に詳しく検討するように、現行の電気事業法による規制および「一般の需要」の解釈によつて、同法上の認知がない限り（後述の「特定規模電気事業」はこの認知を受けた例である）、小売託送は同法違反となる可能性が高い。したがつて、一般電気事業者による託送拒絶は独禁法違反にならないと解される。

この点を改正（あるいは解釈の変更）によつて変更し、電気事業法と独禁法は、小売託送問題に関して共通の考え方方に立つことも可能である。前述の法改正で新設された「特定規模電気事業」に関する託送取引（取引をするかしないか、その条件等）については、独禁法が適用される。

例えば不当に高い託送料金の設定は、規制行政庁への届出がなされ、それに対する料金変更命令がなくとも、あるいは規制行政庁の認可があつたとしても、独禁法違反（「私的独占」または「不公正な取引方法」）となる。そこでは、不当に参入を困難にする条件や、託送を委託する者に「不当に」、「不利益」（一般指定一四項三号「優越的地位の濫用」）を与える条件か否か等が問題になろう。

また、小売託送が自由化された場合、仮に電力会社が、新規参入者とも取引するユーザーとは取引しないとして、ユーザーに対し供給者の二者択一を迫るとすれば、独禁法上の「排他条件付取引」にあたり、エッセンシャル・ファシリティの設置者である以上、原則として不当性が認められることとなる。さらに、個別に右のような二者択一を迫れば、「不当な取引拒絶」となるとも解されよう。

いずれにせよ、規制が緩和され、競争の可能性が認められた場合には、独禁法の適用が常に問題になるのであつ

て、電気事業法に違反しないかどうかを見るだけでは不十分である。

もつとも、規制行政庁のレベルでは、通産省と公取委は連絡し合って、整合性のある政策を遂行することが望ましく、この場合、実際には前者（電気事業法上）の規制によつて競争政策が遂行されることになろう。しかし、独禁法の適用がある以上、このような行政庁間の調整とは無関係に、私人間の訴訟の形で独禁法違反に当たるか否かが常に問題になり得ることに注意すべきである。

（4）そこで、当面の制度問題は、独禁法よりも、電気事業法の再検討によるべきことになる。

以下では、まず第二章で、電力産業における競争導入に関する制度設計において、どのような観点から検討すべきかについて簡単に述べ、第三章では、その後の検討の前提として、今後形成されるべきエネルギー・ネットワーク・システムの諸モデルを整理する。第四章と第五章で、主として小売託送の導入のあり方を念頭に、現行の諸制度の検討を行い、さらに今後の電力取引の制度作りの際に、検討すべき論点を明らかにする。

第二章 電力産業に関する制度設計の基本的観点

（1）これまでの日本の電力産業、およびそれを支えてきた規制システムに関しては、多様な観点からの評価があり得るであろう。そのうちで、改革推進の立場は、電力産業が競争の欠如から非効率な経営をしているのではないか、という点を最も強調しているように見え、ここには正当な問題意識があるようと思われる。

すなわち、これから電力産業に関する制度設計を考える際の基本的観点としては、第一に、競争の契機をより広く持ち込んで、既存の一般電気事業者および電力産業全体の効率化を促進し、電力料金の「内外価格差」の縮小を図る、という点が挙げられよう。

たしかに、平成七年の電気事業法改正における卸供給事業者による競争入札制度の導入によつて、発電部門において競争原理が導入された。しかし、これは、一般電気事業者が調達計画を決めた電力量についての競争であつて、また買手も各一般電気事業者に限られているので、ごく僅かの部分に関する競争導入に過ぎない。

エンド・ユーザーへの電力供給に関する競争が可能になつて、はじめて競争原理が機能すると考えられるのである。そのために、IPP、すなわち全くの新規参入者や自家発事業者、あるいは先の法改正によつて制度化された特定電気事業者等の潜在的競争者が、既存の一般電気事業者と競い合いつつ、エンド・ユーザーへの電力供給を行うことが必要である。そしてこれは、送電・配電設備の独占を前提とすれば、いわゆる小売託送によつて可能になる。

(2) しかし、従来、地域独占を保障してきた電力産業において、単純に参入を自由にしても、IPPが既存事業者と対等に競争して、参入に成功することは極めて困難である。そこで、制度設計を考える際の基本的観点として、第二に、既存の一般電気事業者と、新規参入の競争事業者との間の競争条件の公正さの確保をはかる制度を整備することが必要になる。⁽⁷⁾

これは、電気通信産業において、同様の観点からこの一〇年間に少しづつ実現されてきた制度整備の方向でもある。一九八五年の自由化・競争原理の導入のための電気通信制度改革以来、長期間にわたる新規参入者（NCC）とNTTの間の接続交渉、その中で提示されたNTTの垂直分離・地域分割の構想（周知のとおり、これはNTTの持株会社化、地域通信会社の東西二分割、およびそれら地域通信会社と長距離通信会社との分離、として一応の決着を見た）、そしてその後の接続に関する制度整備がこれである。

先に触れた既存の一般電気事業者の垂直分離、あるいはプール制の提案も、この文脈で議論されてきたものと理解することができる。

(3) さらに第三に、競争ないし効率性以外の政策目的または「公共性」との調和という観点が、この電力産業においても、極めて重要である。

この点は、電気通信産業においても、特に、ユニバーサル・サービス（赤字地域ないし赤字サービスの公共性）の要請を維持するために、どのような制度が望ましいか、という観点から長く論じられてきたものである。

電力産業については、これに加え、環境・資源制約という観点が重要な政策課題として存在する。負荷率の向上も、右の環境・資源制約と関連した課題である。

電力産業に関する制度の究極的な目的が終局的にはユーザーの利益であるということには異論はないであろうが、それだけではあまりに一般論に過ぎる。右述のように、目的ないし視点を明確化して、制度論を構築することが重要であろう。

(4) 前述の三点のうち、第一の点は、競争の導入、電力産業全体の活性化による経済的効率性の向上、あるいはそれによる「内外価格差」の縮小という目的によるものであるが、電力産業に関する制度設計にあたってこの点だけに議論を集約することは、観点ないし視野を不當に狭く限ることになるおそれがある。

第二、第三の観点は、経済的効率性以外の要素をどう制度に組み込むかという問題である。

もつとも、第二の点は、公正な競争の有効な機能を現実化するための仕組みを作るという問題であり、その限りでは第一の点と連続する視点であるとも言えよう。しかし、単に新規参入者も含めたプレーヤーの自由な活動とそれに基づく自由な競争を促進するだけでなく、既存の一般電気事業者との間の公正な競争の基盤を作るために、そのためのコスト（セグメント会計の精緻化など、一般電気事業者の区分経理や会計の一層の透明化、あるいは事業部制や垂直分離、プール制の構築のためのコストなど）が余計にかかるとしても、一定の仕組みが要請され、また競争のルールを形成し、その確保に努める必要があるとする点で、第一の点と区別されるのである。

右述の第一、第二の点を簡単に言えば、それは、一方で、競争を活性化することによつて既存事業者が独占ないし既得権に安住することを防ぎ、他方で「うまいとこどり」（クリームスキミング）だけを狙つた参入を許さず、既存事業者と新規参入者の双方が、生き生きした企業の活力・革新性を發揮することが要請されているということであろう。

しかし、これに第三の観点、すなわち環境に配慮した積極的な社会形成を可能にするような制度設計という目的を組み込むことは、きわめて難しい課題である。しばしば指摘されているように、省資源・環境の保全のために、エネルギー消費を抑制することが最も重要であり、ユーザーをその方向に誘導するような政策・制度が必要不可欠である。このことと競争原理、すなわち料金をシグナルとして生産・消費の量を決定することとを両立させなければならない。

この点については、このエネルギー消費の抑制という観点があるから、電力市場では競争原理がうまく（または有効に）機能せず、競争導入政策にはもともと無理なところがある、という意見が出されることがある。しかし、このように相矛盾する目的を同時に達成しようとすることは他の政策の分野でもよく見られることである。より具体的には、消費の抑制という観点は今日の多くの産業分野でも「サステナブル・ソサイアティ」の標語の下で共通に要請され、政策的にも志向されてきつつあることであり、他方でそれらの産業分野が競争原理を基本としていることも言うまでもない。

以上のように、右述の制度的諸課題が、規制か競争・自由かという思考枠組みで解決できないことは明らかであり、それら諸課題を踏まえた電力産業全体の市場構造、企業の組織、そして市場行動に対する整合的な規制システムが要請されるのである。

第三章 複数のエネルギー・ネットワーク・システム

一 複数分散型ネットワーク

現行の電力産業に関する規制システムは、いわば地域独占型であり、これに自家発と小規模な「特定供給」が若干の競争要因として存在する。

これに対し、今後の電力産業のあり方としては、複数分散型（ないし部分的競争型）とでも呼ぶべき産業像が構想されている。そこでは、技術革新の動向を背景に、まず既に一部実現されつつある発電部門における競争的因素の拡大が挙げられる。⁽⁸⁾

それは多様なIPPの出現の可能性であつて、平成七年の電気事業法改正では、既存の一般電気事業者とは別に、「特定電気事業」によつて地域圏・工場団地等に一つのネットワークが生まれ、この小規模分散型の電力供給事業者が、既存の一般電気事業者と競争することが想定されている。この特定電気事業者等のIPPが、閉鎖型・自己完結ネットワークにとどまることはかなり困難であり、閉鎖型ではその効率的発展が阻害されると思われることから、これらIPPが一般電気事業者に対する有効な競争者たり得るための前提是、既存の一般電気事業者のネットワークとの結合、すなわち託送の自由、および新規参入者による直接線・直接管（バイパス）の敷設の自由であると考えられる。⁽⁹⁾

また、右の点と関連して、送電・配電部門の独占にどのような効率化の仕組みないし競争的要素を入れるかが検討対象となつてゐる。この点は、後に託送の自由化として論じる。

以上を要するに、今後の電力産業のあり方としては、分散型発電事業者による小規模ネットワーク プラス 大

きな既存事業者のネットワーク、および、それと結びついた、多様な形態における託送ないし接続の展開、という姿が想定されるであろう。

二 諸外国における電力改革の三類型

複数競争型（分散型）という産業像をよりつめて考えるには、電力改革を進めている諸外国との対比が有益である。しかし、この点は、既にいくつかの研究があるので⁽¹⁰⁾、以下では簡単に触れるにとどめよう。

まず第一に、諸外国では、既存の垂直統合形態の一般電気事業者の分離が、特に発電部門と送配電部門の分離（以下、「垂直分離」と呼ぶ）という形態で行われている。

この垂直分離方式は、英國やノルウェーなどで採用されたものであるが、そこでは発電部門と送配電部門の分離が行われ、発電部門への競争導入と送電・配電網の独占維持、というシステムが採用された。

垂直分離の目的は、発電部門の競争を可能にし、かつ発電事業者間の競争を公正、公平なものとすることにある。同時に、人為的な取引市場（＝「ブール」）を開設し、そこにすべての、あるいは多くの発電事業者からの電力を集めて、その時々の（あるいは将来の）電力料金を競争的に決め、そこで決定された料金をもとに、配電会社やその他の小売事業者が、エンド・ユーザーに供給する形態が採られた。

この取引市場は、料金決定が主要な機能であるから、送配電業務および系統運営という物理的機能を担う主体と分離することもあるが（独立の取引所方式）、多くの国では、両者の兼営形態が採用されている。

また、右の垂直分離までは行わずに、一般電気事業者の内部における機能的な分離にとどめることもあり得る。これは、EUの用語では、「経営管理分離」と「会計分離」を意味する。

第二に、米国カリフォルニア州の「ダイレクト・モデル＝小売託送モデル」は、エンド・ユーザーと発電会社の

直接の相対取引を可能にするものであり、そこではエンド・ユーチャーまたは発電会社が送配電会社に対し「小売託送」を委託することによって電力を送ることになる。ただし、米国では、垂直統合の一般電気事業者の他に、IPPや卸電気事業者など、多数のプレイヤーが既に存在していることに留意すべきであろう。

第三に、EU型として、一九九六年EC指令によれば、「TPA=第三者アクセス」と「SBS=シングル・バイヤー・システム」の併用が決定された。

このうち前者(TPA)は、右の第二の「小売託送」と同義であるが、後者の「シングル・バイヤー・システム」は、ユーチャーに競争の恩恵を与えるとともに、既存電力会社の独占を維持しようとするフランスの強い主張によつて採用されたものである。

これは、電力の小売りはすべて垂直統合のままの既存の電力会社(=シングル・バイヤー)が行うが、エンド・ユーチャーは内外の発電会社と契約し、そこからの電力を既存電力会社に購入を委託し、そこから再販によつて電力供給を受ける、という方法である。

その後、一九九七年二月のEC指令は、右記のTPAとSBSの両方式を認めたが、これはミニマムの要請であつて、各国がそれ以外に「プール制」等を採用することもでき、前記の英國の他、フィンランド、オランダ、スペイン、スウェーデン等がTPAと任意のプール制を併用する方針のようである。

三 「プール」方式か「小売託送」方式か

(1) 右述の諸外国の電力改革の趨勢という観点から見ると、各国における電力産業への競争導入は、「プール」方式か「小売託送」方式かのいずれかが採られつつあると言えよう。

このうち、当初の英國が採用したような「強制プール」方式、すなわち、すべての発電事業者とエンド・ユー

ザーは、独占的プールとの取引によつて電力を売買しなければならないとする取引集中管理方式は、料金形成がプールで繰り返し行われ、しかも取引するプレイヤーが少數の事業者に限られるので、カルテルがなくとも次第に協調的な料金行動が採られやすく、またプールの独占の弊害も問題になることから、「任意（または非強制）プール」（プールと小売託送を選択できる方式）に移行しつつあるようである。

この「非強制プール」方式においては、プールと小売託送の間に、いわばシステム間競争が生じることになる。すなわち、ユーザーと発電事業者（あるいは、各種のソフト事業者）は、どちらか有利な取引条件を提示する方を選ぶことになるが、リスクヘッジの観点から両者を併用するユーザーもあり得るであろう。

(2) ここには様々な制度設計上の問題が存在するように思われるが、差し当たり、以下の二点を指摘しておこう。

第一に、当然のことであるが、これらの選択の基礎となるのは、取引関係、電力の発電量や潮流などに関する最新のデータが、時々刻々と更新されるように的確に整備され、取引参加者がだれでも容易に利用できるシステムが形成されることである（例えば、米国の場合のFERCの提案によるreal time information network）。

これは、各国で多様な形態が採られているようであり、前述の独立取引所方式か、それとも送配電機能、系統運営との兼営方式かなどとも関係するであろう。

(3) 第二に、前述のように「強制プール方式」には問題が多いので、「非強制プール方式」が採られるべきであるとした場合、プールか小売託送かの選択は、小口ユーザーとスポット的需要は前者、大口ユーザーは後者、などというように、自然と振分けられていくのかも知れない。両者の間のシステム間競争が、このような一種の棲み分けを作り、共存していくかどうかは不明ないし不確定な部分が多いが、原則論としては市場における自由な競争の推移に委ねるべき問題であろう。

ただ一点だけ指摘すれば、これと似た例として、青果市場・鮮魚市場におけるせり取引と相対取引の併存を挙げることができよう。現行の卸売市場法は、「せり」に集中して透明かつ公正な価格形成がなされることを想定しているが、大口ユーザーであるスーパーなどが相対取引で売れ筋商品や良質な商品などを持つていつてしまうことが増えつつあり、せりの空洞化として問題とされている。

ここでは、大手スーパーなどの大口ユーザーは、一方で、産地の生産者と直接契約して、卸売市場を全く経由しない仕入れを拡大するとともに、この方法がうまく働かない商品については、商品が一旦市場に入ってきてから、せりが始まる前に「良いとこ取り」し、その他の変動部分だけを市場で買うという方法を探る。この種の相対取引の比重が高まると、市場経由の商品の比率が低下し、これは市場における市場価格形成機能の弱化をもたらすことになるし、また、小口ユーザーを保護する規制を入れるべきかどうかも検討される必要がある。⁽¹¹⁾

電力市場についても、これと同じような傾向が現れるか、そのために何らかの対策なり規制が前もって必要かについても、今後検討すべきであろう。

(4) 第三に、わが国における「特定電気事業」や「特定供給」はどの国にもないもののように（これに類似する仕組みはあるかもしれない）、これらは日本独自の構想であると言われている。

諸外国では、この種の事業はクリーム・スキミングになるところしか参入できないと考えられており、これらの事業を認める代わりに、分散型発電の振興・普及のためには託送を広く認めることで十分とされているのである。しかし、特定電気事業と特定供給は、熱供給との併用、いわゆるコジエネレーションによつて、競争上の優位性を獲得しようとするケースが多く、その意味では既存の一般電気事業者と競争的に存立する可能性があるとも考えられる。もつとも、熱供給は、その範囲が狭く限られているため、現在の技術水準では、狭い地域で限られた条件でのみ競争的に存在し得るもののようにある。

ただし、もともと、この特定電気事業の根柢は、コジエネレーション自体の効率性とともに、需要と近接する発電が有利であるということにあるから、小規模で供給区域が狭い事業形態が想定されていた。これが、託送によつて供給対象を拡大する方向を目指すべきかどうか等について検討する必要があろう（後述、第四章第五節参照）。

四 他の選択肢・政策課題

右述の垂直分離、プール方式、小売託送方式の他、電力産業における競争体制に向けた制度・政策上の課題としては、以下の諸点が挙げられる。

(1) 区分経理

第一は、垂直分離を既存の一般電気事業者の分割を伴わずに行う場合、発電・送電・配電の各部門の区分経理を、より精緻で、透明性を持ち、社会的な要請に応えるものに改善することである。

そもそも、会計制度は、その情報提供の相手方の区別ないし情報公開の目的という観点からは、以下の三種に分かれるとして説かれている。

その一は、利用者（ユーチャー）のための会計制度である。この種の会計情報を利用者一般に公開することにより、利用者料金等の適法性・妥当性を検証するための情報を提供することが目的とされる。これは特にユーチャー保護を制度的に担保すべき公益事業者としての「説明責任」を果たすための会計情報公開として捉えられる。

その二は、直接的には競争事業者のため、またそれらと既存事業者の間の競争を通じて最終的には利用者のためになる会計制度である。これは、競争者および潜在的競争者に対し、既存の事業者のコストと収益を開示させ、公正・適正な託送料金を実現し、競争者等の事業計画に資することを通じて、公正な競争を促進することにつながる。

その三として、株主・投資家のための会計制度がある。証券取引法上のディスクロージャーは、広く投資家に適

正な判断のための情報を提供し、証券市場・金融市場等の資金に係る諸市場における競争に資するための制度である。また、商法上の会計制度は、本来は株主の利益を実質的に確保するためのものであるが、現在は証券取引法上のディスクロージャーと共通する性格として捉えられている。

既存の一般電気事業者はすべて株式会社形態を採っているので、この第三の類型に当たる会計制度が適用されている。そこにおいて公表されているのは、商法に基づく貸借対照表、損益計算書、前二者の附属明細表、および証券取引法に基づく有価証券報告書である。

しかし、これらの諸書類において表される区分経理では、共通経費の配分が十分明確には行われていないこと、発電所ごとの区分がないことなど、右記の第一と第二の目的実現のために、不十分なものであり、また、本制度の本来目的である投資家保護の観点からも、今後より一層、いわゆるセグメント会計を詳細、精緻なものにする方向に改善されるべき点が多いと主張されていることも周知のとおりである。

これとは別に、現行の電気事業法に基づく電力事業会計規則等の情報開示制度は、ユーザー保護の目的から設けられており、これは右記の第一の目的に属する。しかし、それは具体的には、規制行政庁が確實に監督することが主眼であり、少なくとも従来の各種公益事業会計の制度と実務は、多くの場合、各種データを公開して、社会的審査ないし社会的批判を受けるという性格のものではない。

これに対し、右記の第二の目的、すなわち競争の公正さを担保するためという目的であれば、区分経理はさらにより詳細かつ明確にし、社会的に広く開示することが要求される。このうち、詳細かつ明確な区分経理という要請については、電気通信分野において、指定電気通信事業者（NTT）に課されている「接続会計」のように、事業全体についての会計とは別に、独占部門に限った会計を設け、そこでは各発電所、送電設備、変電施設、あるいはさらに細かく各設備、施設の個別の要素ごとに分解することを検討しなければならない（ただし、現行のNTT

の接続会計でも、個別の具体的な設備・施設」とのコスト情報開示まではなされていない⁽¹²⁾。

(2) ソフト事業者

第一に、設備を持たないソフト事業者を認知するという問題があると考えられる。

これは、電気通信においては「第一種電気通信事業」（以前はVAN事業者と呼ばれた）として制度化されたが、電力でも、ハードとソフトの分離が課題である。⁽¹³⁾

その具体的な例として、米国においては、現在、public utilities services の統合サービス提供の例、あるいは super utilities（小売託送を利用）が出現してくるといわれる。これは、一般電気事業者が、ガス会社等を吸収合併して、電力とガスを併せて供給する integrated utilities とは異なる。⁽¹⁴⁾

すなわち、ここで「ソフト事業者」とは、電力供給のためのハード（設備）を持たずに、電力に関する様々なサービスを提供する事業者を指す。発電設備だけをもつて送配電については託送による事業者も、一種の部分的なソフト事業者であるし、また、全く設備を持たない純粋の再販事業者、あるいは再販事業とともに、多様な機能ないし付加価値、例えばビギングの合理化やアグリゲーター機能、コンサルティングなどを提供するサービス提供会社などもソフト事業者の例である。

競争の促進、公正さを高めるために、このような事業を事業法上制度化した例としては、英国の電力改革における四段階分離を挙げることができる。ここで分離されている、発電・送電・配電・供給のうちの最後の「供給」とは、小売機能（契約上だけの取引）であり、物理的な機能を提供する「配電」サービスとは異なる（service unbundling なお、当然ながら、この小売事業は独占ではない）。なお、同様な例として、英國九〇年放送法では、CATVにおいても、伝送と小売りの分離が制度化されている。⁽¹⁵⁾

多くの場合、送配電設備およびその機能の独占は必然であるので、送配電設備による電力供給サービス自体は独

占にとどまるとしても、この送配電事業者とユーザーとの間に、法的構成として小売りという機能をユーザーに提供する事業者が認められれば、この小売事業者間の競争がユーザーに選択の自由を与え、また送配電の独占に一定の取引上のチェックとなるとも考えられる。もちろんこの際には、小売サービス会社に対する送配電会社の独占力の濫用防止の制度は必要であろう。

これに対しても、小売事業者の本質は小売託送を利用した再販事業であるので、送配電事業者（「垂直分離」）をしない場合、既存の電力会社は、発電・送電・配電のハード事業とともに、小売事業をも兼営する）に対して取引上の対抗力を持ち得るかには疑問があり、一定の牽制力にとどまるとの見方もある。しかし、小売託送の取引条件さえ、公的規制によつて適切に設定されれば、ある程度は送配電事業者と対等に取引・競争し得ると考えられる。

同様の例として、米国の九六年通信法の立場は、地域通信市場における競争促進のために、再販とアンバンドルを利用した小売事業者に対し有利な取引条件を与えることによつて、設備ベースの競争が広まるまでの一時的な競争促進効果を期待することにある。

なお、今回改正によつて導入された「特定規模電気事業」は、法文上は明確ではないものの、自前の発電設備を持ち、そこから託送を通じてエンド・ユーザーに電気を供給する事業が念頭に置かれており、右述のソフト事業者を明確な形で認めたわけではない。

(3) 一般電気事業者の競争対応

第三は、様々な競争導入のための仕組みを設定すると同時に、既存の一般電気事業者が採ることを許される事業戦略を考えておくことが必要である。

一般電気事業者自体による経営の多角化は、今後、競争の進展、および会計透明化とのバランスで広げるべきものであり（後者は、不当な内部相互補助を防止するためである）、例えば、前述の第二点で述べたソフト事業を一般電

電気事業者自身が手掛けてよいと考えられる。

また、右述の第一点で挙げた区分経理は、事業部制、子会社（例えば、入札に応じる発電会社）、持株会社などの会社形態の採用によって、より透明で明確なものになる可能性があるとともに、その進展の度合いに応じて、一般電気事業者の活動の自由度を広く認めるべきであろう。

第四章 託送

第一節 現行法における託送の位置づけ

一 振替供給・託送

(1) いわゆる「託送」には、後述のように多くの法的な形態があり得るが、改正電気事業法（以下、適宜「法」と略記）においては、「振替供給」（法二条一項一号）、および接続供給（法二四条の四）がこれに対応する規定である。ここで、振替供給は、「他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう」と定義されている。⁽¹⁶⁾

平成七年改正前の同法二五条は、振替供給を通産大臣の許可にかかるしめていたが、同改正によつて振替供給は基本的に非規制となり、自由な契約に委ねられることになったと解されている（法二五条一項但書）。以下では、一般電気事業者間の振替供給に対しても、これまでの慣習に従つて、「融通（供給）」という用語を充てることにする。

法文上は右記のように、振替供給をなす者の限定はないが、現状では、既存の一般電気事業者が送電・配電施設

を各地域において独占しているから、その同意がとれない限り、それ以外の者は、託送を利用できない。ここで、一般電気事業者以外の者で託送を利用する可能性のある者は、前記のIPP、すなわち卸電気事業者、卸供給事業者、特定電気事業者、「特定供給」をなす者、自家発事業者で他者への電力販売をなす潜在的能力のある者などである。

(2) 託送の法的意味を、まず電気通信との対比で考察してみよう。

以下の検討では、電気通信における「接続」をめぐる議論と制度形成を参考に考えることとするが、その前提として電力における託送と接続とは以下のような違いがあることを指摘しておくる。⁽¹⁷⁾

第一に、通信においては、発信者がある情報を生産し、その特定された情報を伝送サービスの対象としており、この伝送サービスを誰が（ユーザーとの関係で、誰が伝送サービスの供給者として現れるか。また、それとは別に誰が実際の伝送を行うか）、どのような品質で（速さ、形式、誤り率など）、どういう法形式（契約形態と内容）で担うか、が問題となる。

これに対し、電力には、そのような意味での（内容上の）特定性はなく、電力量と品質のみが特定され得る。電気という財の特質は瞬間消費性と不特定性にある、と説かれる由縁である。したがって、電力は売買の種類になぞらえて言えば、「不特定物売買」である。もちろん、電気は有体物ではないから、「所有権」として構成できず、したがつて取引形態も「売買」ではなく、特殊なサービスの提供にかかる契約であるとしか言い得ないであろうから、不特定物売買というのは比喩的表現に過ぎない。

第二に、その品質、特に停電がどのような頻度で起こるか、周波数と電圧がどの程度安定しているかは、第一義的には発電設備によって調整されるが、それが一般電気事業者の系統システムの中に入り、そこでこれらの品質の程度、不安定性ないし変動が吸収されることによつて、発電所に頼る機能を小さくしている。

このうち、第一点は、取引対象の特定性にかかわる。提供されるサービスが、不特定な電力量にすぎないということである。もつとも、この点が直ちに、電気通信では接続が政策的に促進されたが、電力では託送を同じように促進すべきものとは考えられない、という一部で主張されている議論につながるものかは疑問である。

また第二点は、料金の設定を考える上で重要な点であるが、法的にも、託送取引の申し込みの拒絶、あるいは料金の差別化の正当当事由を具体的に検討する際に関係してくるであろう。

(3) 右述の第一点の電気通信との違いを前提とすると、電力の伝送とは、法的には、ある不特定な（ただし、特定の量と質をもつた）電気エネルギーを、例えば卸供給事業者から一般電気事業者へ、そしてユーザーへ伝送することであり、この対象電力の不特定性の点で特定のメッセージないしデータ（広義の「情報」）の伝送サービスである電気通信と異なる、と考えるのが素直であろう（これに「品質」の特定性も、第二点で触れたように、かなりの幅をもつた概念に過ぎないということも、電気通信と異なる点として加えるべきであろう）。

しかし他方で、電力の伝送の最終目的は、特定の量と質をもつた電気エネルギーをユーザーまで伝送することであるから、この点では電気通信と同じであり、特定物・不特定物という区別は意味をなさない、と考えることも可能のように思われる。

この二つの考え方を議論することの直接的な実益はないかもしれないが、次に述べる託送の形態に影響を及ぼすようにも思われる所以、以上の検討を述べてみた。この点は、今後考えを掘り下げていきたい。

(4) 以下では、託送の法的形態について、一般に考えられる選択肢を挙げてみよう。

これについては、法文上は、前記の「振替供給」と「接続供給」があるが、より一般的な可能性をも検討する。すなわち、以下は現行法の規定をとつかりとしながらも、単なる解釈論の枠を超えるものである。

なお、託送の法的形態についての一般的な可能性を検討すると述べたが、以下では主として小売託送を念頭に置い

ている。

二 託送の形態1——「ブツ切り」方式

(1) 以下では、まずA(IPP。改正法上は「特定規模電気事業者」)は、その地域における一般電気事業者である甲に電力を供給する(すぐ後に述べるように、これは法的な意味での「供給」ではなく、物理的な意味での電気の受け渡しだけの意味なので、「渡し」と漠然と表現すべきかもしれない)。次に、甲はそれと同量の電力を他地域の一般電気事業者・乙に供給し、さらにはB(エンド・ユーザー)に供給する、という形態を想定し、これが法的にどう構成されるか考えてみよう。

前記の法二条一項一一号についての解説によれば、「『振替供給』が行われる場合、電気の受け渡しとしては、振替供給を依頼する者から振替供給を行う者へのものと、振替供給を行う者から振替供給を依頼する者へのものの二つが行われることとなる」とし、このうち前者の電気の受け渡しは「電気を受ける者の需要に応ずるという実質を欠いていることから本法における『電気の供給』に該当せず、――」と述べられている。⁽¹⁸⁾

右の引用文の前半は、振替供給を二つの電気の受け渡し(例えば、甲→乙と乙→甲)に分解して捉える見方を示しており、しかもその後半を読むと、この二つの行為に分解して捉える見方は、物理的な「電気の受け渡し」だけではなく、法的な構成でもあることが示されているとも思われる。これを以下では、「ブツ切り」方式と呼ぶことにしよう。

この方式の下では、IPP(以下では、Aと表記)からエンド・ユーザー(Bと表記)に電気を供給する場合の、電力取引と電力の実際の流れはともに、以下のように図示される。

A→甲→乙→B（甲・乙は一般電気事業者）

むろん、AとBが、同一の（例えば、甲の）供給区域にいるのであれば、

A→甲→Bとなる。

ここで、A→甲、および、甲→乙は、振替供給にあたり、乙→Bが接続供給に当たるとされているようである。

同様に、A→甲→Bの場合も、A→甲は、振替供給にあたり、乙→Bが接続供給に当たる。

振替供給は、単純な転売（再販、再々販売類似）ではなく、甲は乙に対し、同量の電力を甲が乙から別の地点で受電することを目的として取引するものであり、したがつて「振替供給は、電気の供給ではあるものの送電線の貸与的な性格も有する特殊な形態である」とも述べられている。右では、「電気の供給」の特殊な形態であることに着目したが、「送電線の貸与」の性格もあるという点を重視する見方もあり得る。実際に、一九八五年の電気通信制度の改革以前には、NTTがKDDから受託して、国際通信の国内部分を伝送するサービスは、「電気通信回線の賃貸借」ではないか、という議論が存在したところである（八五年制定の電気通信事業法の下では、これは「委託」関係として整理され、「賃貸借」ではないことが明確になつた）。

(2) 右述の「ブツ切り」方式は、託送にかかる取引を電気の受け渡しごとの個々の取引に分解する構成の仕方である。

また、これは、電力サービス供給の取引を甲・乙の事業区域ごとに切る構成であるとも捉えることができ、電気通信分野において、「ブツ切り」と呼ばれてきた構成と同じである。電気通信事業法の解釈・運用においては、第一種電気通信事業者のなす通信サービスは、その電気通信回線設備を設置（所有権など安定的支配が可能な形態に限られる）した部分においてのみ行われ、それらの者が他の第一種事業者の設備を利用してソフト事業を行うことは認め

められないという原則から、同法の制定後しばらくの間、右記の「ブツ切り」構成が中継系第一種事業者等に対し採用されてきたのである。⁽¹⁹⁾

これは、設備を設置する者がサービスをも提供するという構成（広義の「ハードとソフトの一一致」原則）であるので、需給調整条項との整合性もとれる。なぜなら、需給調整は設備ベースで算定されるので、設備を持たない電力事業者（前述の「ソフト事業」）を次第に広く認めていくと、その具体的運用は困難になつてくるからである。

この点で、「ブツ切り」方式は電力における従来の考え方にも馴染みやすい。すなわち、それぞれ発電・送電・配電設備を設置・管理しているA・甲・乙は、それぞれの設備を用いて、B（エンド・ユーザ）に対し発電・送電・配電サービスを提供する、という構成である。

委託・受託の契約関係としては、Bは甲に対し、Aが甲に供給する一定量の電力と同量の電力を乙に供給するサービスを委託し、乙に対してもそれと同量の電力をBに供給するサービスを委託し、これによつてBはAから最終的に当該一定量の電力の供給を受けたことにする、という形態になる。この託送契約は、右記のようにBではなく、Aと甲・乙との間で結ばれることも可能であり、このほうが現実的であろう。

しかしこの委託は、民法上の私契約ベースのものであつて、「ブツ切り」方式の下では、電気事業法上は、B（エンド・ユーザ）に対し、A・甲・乙の各事業者がそれぞれの設備を用いて発電・送電・配電サービスを提供する、という形態が維持される。

なお、転売形式もあり得なくはない。すなわち、A・甲、甲と乙、および乙とBの間の電力取引をすべて同量の電力の売買と構成することである。しかし、これはあまりに実態と異なる構成であり、またこれまでの振替供給の構成とも異なるものであり、甲・乙は送配電サービスを提供する者として位置づけるべきであろう。

(3) しかし、需給調整条項との整合性についてより立ち入つて考えてみると、前述の電気通信分野の分野の場

合と異なり、電力では発電設備が需要にマッチしているかが重要である。

卸託送の場合は、乙が当該事業区域において電力を独占的に供給するという前提の下で、A（卸供給事業者）に発注するので、B（エンド・ユーザー）も含めた、乙の当該事業区域における需要に適合するという状況が維持されている。すなわち、この場合、乙は単に配電サービスを提供しているのではなく、完全に自己の財産権の対象としての当該電力量を、Bも含めた、乙の当該事業区域におけるユーザーに供給しているのである。この点に限つてみれば、この「ブツ切り」転売方式は、フランスが主張してEU指令に取り入れられた「シングル・バイヤー・システム」と同様である（前述、三章一参照）。

これと異なり、小売託送の場合は、「ブツ切り」転売方式をとった場合、Aの発電設備がどの地域の需要に対応しているかは、設備設置の時点では不明であり、これは競争の中で決まることである。乙も、需要を予測するとしても、それがどの発電設備で発電された電力によってカバーされるかは、競争の中で決まる。送電設備・配電設備も同様である。小売託送を自由化する以上、「ブツ切り」転売方式を採るかどうかにかかわらず、需給調整条項を完全に設備規制と連動させることは不可能になるということである。

三 託送の形態2——エンド・ツウ・エンド方式

(1) ユーザーBは、Aとのみ電力供給契約を結ぶ。Aは法的にはエンド・ツウ・エンドで、自己の発電した電力を、甲・乙との託送サービス契約を通して、乙の供給区域にあるBに供給する。

つまり、契約上は、以下のようになる。なお、当然のことであるが、電力の実際の流れは、右記の「ブツ切り」転売方式において図示したものと同じである。

契約上は……………A→B

電力の実際の流れは……A→甲→乙→B

これは、法的には、Aが乙の事業区域内で、ユーザーBに対して電力供給をなすことを意味し、その限りで前述のソフト事業に該当することになる。すなわち、Aと甲・乙との託送サービス契約によつて、法的には、AがBに対し小売事業を行うので、この形態が言葉とおりの「小売託送」と呼ばれるべきであろう。また、現行法上の卸託送のように、Aは、甲・乙に対して卸売をするだけでなく、直接的にBに対し小売りを行うので、「直接競争」とも呼ばれる。

この例で、ユーザーBは、Aから供給を受ける契約をし、Aが甲・乙を履行補助者として、法的には直接（実際は、甲・乙を経由して）、ユーザーBに電気を供給する形を取ることになる。

なお、もちろん、右の例のAの代わりに、例えば甲が同じ役割をすることも可能であり、乙はIPPであるAとの直接競争にさらされるとともに、他地域の一般電気事業者である甲とも競争することになる。

改正法二条七号の「特定規模電気事業」の定義規定は、「特定規模需要」に応ずる電気の供給を行う事業であつて、一般電気事業者が維持・運用する電線路を介して行うもの、と定めているから、この文言上からは、改正法はエンド・ツゥー・エンド方式を採用したとも理解することも可能であろう。ただし、振替供給と接続供給の関係についての構成の仕方は、前述のように「ブツ切り方式」に近い。

(2) このような契約形態は、事業区域を限定される各種の産業において多様に採られてきた。

例えば、貨物運送事業における路線運送事業と区域運送事業の区別があつた旧道路運送法の下で、路線運送事業者は基本的に路線しかカバーしないので、各区域の末端の運送は区域運送事業者に委託することが行われてきた

(現行の貨物自動車運送事業法は、この区別を廃止し、ともに「一般貨物自動車運送事業」に包含させた)。また、路線ごとの許可であったので、許可が取れない路線は他の事業者に委託せざるを得なかつた(この点は現行法でも「営業区域」ごとの許可であり、この参入規制、特にいわゆる需給要請条項の緩和ないし撤廃が議論されている)。

(3) 電気通信においてこれと同様の形態は、KDD等の(旧)国際第一種電気通信事業者がなす国際通信につき、本年五月まで採用されていた「委託」方式に見ることができる。この方式における国際電話サービスの場合、日本の国際第一種電気通信事業者は単独で、日本のユーザーに対してエンド・ツゥー・エンド(発信者から受信者まで)でサービスを提供する仕組みであつた。なお、電気通信事業法の下では、第一種電気通信事業者について需給調整条項が廃止された九七年改正まで、国際通信か、中継通信か、地域通信かの区別があつたが、現在は事業区域は届出で変更・拡大できるため、右述の国際通信などの区別は意味が薄れている。

この法改正前、国際第一種電気通信事業者(次の図の乙)は、キャリア間の内部関係として、国内部分に関しNTT(甲)に委託し、また外国部分について外国キャリア(丙)との協定で外国側ユーザーまでの通話サービスを委託していた。

契約上は(日本発信の場合)……

A(日本のユーザー)→乙(国際第一種電気通信事業者)

通話の実際の流れは……

A→甲(NTT)→乙→丙(外国キャリア)→B(外国のユーザー)

電気通信事業法は、主としてこのケースを前記の「ブツ切り」転売方式という原則の例外として認めるために、

一般的の「接続」と別に、「委託」(同法一五条)を規定している。ただし、これによると、国際第一種電気通信事業者は国内部分と外国部分について設備を有していはず、単に国際間の中継設備を有し、それによる中継機能しか果たしていないのに、国内部分も含めてエンド・ツー・エンドで参照を提供することになり、設備を設置する者がサービスをも提供するという構成(前述の広義の「ハードとソフトの一一致」原則)と反するため、例外的に認められていた。

なお、一九九七年の電気事業法改正により接続に関する規制が強化され、NTTは接続約款を作り、その条件等について厳しい規制がかかることになり、委託形態を採るメリットが減ったので、KDD等の国際第一種電気通信事業者は、従来の委託から接続に移行した。

これは、接続形態の下でも、右記の「ブツ切り」転売方式ではなく、後述の共同供給方式を取ることができるので、従来の方式から得られてきた実益(ユーザーに対しエンド・ツー・エンドのサービスを提供することができる)は、実際の営業上きわめて大きい利益である)を損なうことがほとんどない、という事情によるものである。

四 託送の形態³——共同供給方式

エンド・ユーザーBは、A・甲・乙に電気の供給を委託し、これら三者は、共同でBと供給契約を結び、実際の発電事業はAが、また送配電業務は、甲と乙がそれぞれの事業区域内で行い、かつ、すべての実際の契約事務はAが甲と乙から委託を受けてBに対し行う。

これは、前述の転売方式とエンド・ツー・エンド方式の中間の実質を持つ。

契約上は……A・甲・乙→B

電力の実際の流れは……A→甲→乙→B

電気通信事業において、これに相当する構成を見てみると、現行の「接続」の法的形態がこれにあたり、その概略は以下のようである。

(旧) 中継系、(旧) 地域通信事業者等の第一種電気通信事業者は、両端の「足周り」部分につき、NTTに接続しているが、ユーザーに対しても、中継系事業者とNTTが共同して、一つの債権を取得し、NTTは自己の権利部分を中継系事業者に譲渡し、中継系事業者が結果としてエンド・ツゥー・エンドで、ユーザーに対し、料金の設定から料金の請求・徴収その他の契約上の事務を受け持つ。

すなわち、契約関係としては、第一に、ユーザーは、中継系事業者とNTTの両者と契約するが、第二に、事業者間の内部関係では多様な関係があり得るとしても、一般には「接続」協定を結び、その中で対ユーザーに関する点をも契約条項に入れ、第三に、それに基づいて実際には中継系事業者がユーザーに対する一切の契約上の権利・義務を負う。

この共同供給方式によれば、法形式上は、「ブツ切り」転売方式と同様に、設備を設置する者がサービスをも提供するという、前述の電気通信事業法と同様の、ソフト事業を排除する原則（「ハードとソフトの一貫」原則）をわずかに維持しながら、実際の料金設定・料金請求・料金徴収などの権利のすべてをA（ユーザーと直接交渉する事業者）がユーザーとの取引で決めることができる、という点にある。すなわち、形式的には右の原則を維持しているが、対ユーザーでは実質的にはこの原則と異なる取引実態、すなわちエンド・ツゥー・エンド方式になっている、ということである。

第二節 卸 記 送

一 法改正による制度化

平成七年の法改正において、IPP（この場合、具体的には、卸電気事業者または卸供給事業者を指す）が発電した電気を、他の供給区域の一般電気事業者まで送る、いわゆる「卸託送」の実施を活性化する規定が新設された。すなわち、法二四条の三第一項は、卸託送を実現するための規定である。本項によれば、「指定電気事業者」（具体的には九電力）は、「振替供給」による約款を定め、これを通産大臣に届出ることが義務付けられている。

これは特に、同改正によって新たに認められた卸供給事業者が、卸託送を透明かつ公平な条件で利用しようとすることを容易にするための規定である。

しかし、本条に基づく卸託送は、以下のように限られた形態でのみ認められている。すなわち、本項を受けて、同法の施行規則三八条は、長期（一〇年または五年）にわたり、大量に（供給電力が千キロワット超または一〇万キロワット超）なされる振替供給（一号、二号）、および「補完供給契約により約したところに従つて供給する電気に係るもの」（三号）を挙げている。

本規定に従つて、各一般電気事業者は、一九九六年三月から卸託送の約款を定め、その運用を開始している。なお、既に（本章第一節一（1））述べ、また後にも触れるように、この法二四条の三第一項によるもの以外の振替供給それ自体が禁止されているのではなく、本条は、実際上も卸託送を実現するための規定である。

二 卸託送の形態

右述の法二四条の三および各社の卸託送約款によつて、卸電気事業者または卸供給事業者（A）は、受電する一

般電気事業者（甲）と契約し、甲は他の供給区域の一般電気事業者（乙）と契約、という二段階の取引と構成されることとなつた。

卸（A）が、直接一般電気事業者（乙）と契約するのは、託送とは別の、私法上の電力供給契約であり、現行の電気事業法上は位置づけがなされていない。ここでは、託送をエンド・ツゥー・エンド（卸と、その電力を最終的に受ける一般電気事業者の間）で認めたということではないと解すべきであろう。

現行の電気事業法上の契約は……A→甲→乙
電力の実際の流れも……A→甲→乙

これは、現行法の卸託送は、あくまでも一般電気事業（乙）のためのもの、ひいてはそのユーザー（一般の需要）のためのものであつて、一般電気事業者間の「融通」の枠内、ないしそれと同様の考え方の下で行われるべきものであり、単純に卸の「取引の自由」を認めたものではない、ということの現れと理解すべきなのであろう。

一般電気事業者の説明では、一般電気事業者・乙が一般電気事業者・甲に託送を依頼するという形を取ることであるが、これも卸託送が結局は一般電気事業者・乙の一般供給のためであることによるのであろう。

三 料 金

卸託送の料金は、各一般電気事業者の約款によつて、地内振替で二三銭（1 kWhあたり）から五六銭の開き、中継振替は一九銭から三八銭の開きがある。地域外への託送は、合算して平均約七〇銭かかることになる。

これらの料金の算定根拠は、一般電気事業者間の「融通」と同様に、送電線建設費などの原価から算出される平

均費用によつたものと思われる。ただし、それは後述の自己託送についての料金算定方式とは異なり、IPPの電源から一般電気事業者の設備の連系地点までのモデル・ケースを設定し、それにかかる直接費用のみを積み上げたものである。例えば、自己託送と異なり、片方向だけのコストが算入されており、また、現実には各社の流通設備は事故等に備え全体的に二重設備になつてゐるが、ここではその分の費用は含まれず、既存設備の有効利用に資するという観点から算定される、等の特殊性がある。したがつてこれは、「追加費用的な考え方を取り入れた費用積み上げ」アプローチと呼べよう。その背景には、卸託送を活性化させるという政策的意図に沿うということがあつたことは否定できない。

各社の卸託送の料金は、電気事業法上、非規制である「全国振替供給契約」（一般電気事業者間の、事故等の突発的な融通、および経済的な運用を図るためのもの）と同じ水準である。これも、卸託送は、一般電気事業のためのもの、ひいてはそのユーザー（一般的の需要）のためのものという考え方に基づき、そうであれば、一般電気事業者間の融通と同じ料金水準で扱うべきだということなのであろう。

また、料金体系の問題として、この卸託送料金は各社の供給区域内の平均で距離を考慮しているだけであるから、遠隔地でも不利にならない。逆に、卸は、需要地と近いことのメリットが生かせないことになつてゐる。

第三節 自己託送

一 制度的位置づけ

自己託送とは、ユーザーが自家発等で発電した電力を、一般電気事業者がその送電線を利用して、同じユーザーの別の地点の工場等に送るサービスのことである。

これは従来は、（旧）法二五条によつて、通産大臣の許可を要するとされ、実務的には原則禁止であつた。その

理由は、「こうしたサービスの実施が広く一般需要家の裨益するものではなく、自己託送の広範な実施は一般電気事業者の供給責任の達成を阻害するおそれもある」ということについた（電気事業審議会需給部会電力基本問題検討小委員会中間報告、平成六年一二月七日）。

しかし、分散型発電の一つとしての自家発の促進政策に基づき、この託送によつて技術的に系統に支障がないことが確認されという条件の下で（具体的には、技術ガイドライン、および各社が定めた技術的条件等の遵守が義務づけられる）、自己託送を認めることができた（平成八年一二月の「経済構造の変革と創造のためのプログラム」）。

前述の平成七年の法改正においては、自己託送は法二四条の三の対象外とされ、非規制となり、一般電気事業者とユーザーの自由な契約によることとされていた。そこで、右記の要請等を受けて、各一般電気事業者は、自己託送を認める条件等を公表し（「メニュー方式」と呼ぶことができよう）、一九九七年四月から開始する運びとなつた。

その位置付けは、右述の一般電気事業の用に供される卸託送と異なり、自家発・自家消費の拡大であり、一般電気事業に影響を及ぼさない限りでのみ認められることとされる。法的には、全くの自由契約であり、実際には各社が発表した「メニュー」に従つた個別交渉を経て成約、実施される。

二 法的構成

契約の内容は、ユーザーがその地域の一般電気事業者（甲）に対し、その工場等のA地点で発電する電力の自己託送を委託し、当該一般電気事業者の供給区域の別のB地点で、当該ユーザーが受電するものであり、送電サービスの提供という構成を採つている。

A 地点 → 甲 → B 地点

(ただし、A・Bは、同一法人の所有・設置にかかる設備)

現在は、各社とも自己の供給区域内に限っているが、今後、他の一般電気事業者（乙）の供給区域までの託送が認められれば、以下のようになる。

A 地点 → 甲 → 乙 → B 地点

なお、この場合、甲は自己の供給区域以外の地域の需要に応じるために電気を供給するのであるから、法二五条（供給区域外の供給）の許可を受けなければならないことになろう。

三 自己託送の取引条件

自己託送の料金は、各社の発表を見ると、約四円弱／ 1 kwh である。その後、一九九八年二月に各社とも、電気料金の引き下げに伴い、五〇銭から二〇銭程度の引き下げをし、その時点では六件の成約があるだけであるが、託送料金引き下げとともに拡大するとの見通しもなされている。⁽²¹⁾

自己託送の料金は、各社の送電部門にかかるコスト全体から算出される。その内訳は、（A）流通部門の設備コストとして、送電・変電設備に関する直接費用、財務費用・法人税・配当等、流通設備にかかる一般管理費・事業税等、および、（B）その他電源部門の系統安定化コスト（電圧制御、周波数調整その他）、販売費に含まれる契約管理に係るコストであり、このうち（A）の流通部門の設備コストがその大部分を占めている。これらすべては平

均費用によつて算定され、したがつて、一般利用者が負担する送電分のコストと同額ということになる。前述（本章第二節三）のところで、卸託送料金を、「追加費用的な考え方を取り入れた費用積み上げ」アプローチと呼んだのに対し、この自己託送の料金は、通常の平均費用アプローチに拠つたものと言える。

その理由付けとしては、一般電気事業者が発電した電気と自家発ユーザーが発電した電気の区別をネットワーク内でつけるのが難しいことから、一般ユーザーが負担している料金と同レベルの流通費用を負担してもらうというのが、基本的な考え方であるとのことである。

卸託送と違つて、預かる地点でいつたん電圧を上げて、引き渡し地点で再度下げて送らなければならないので、コストは余計かかる。卸託送との料金差の一つは、この違いに拠ると説明されている。

また、自己託送に係る電力が全体の系統システムに流れ込むことによつて、ユーザーの発電した電力に比べ、受電地点で提供される電力の品質が維持・向上するとすると、その部分も料金として取るべきであるとの意見も一般電気事業者サイドから主張されている。

自己託送の条件として、現在のところ、預かる地点・引き渡し地点とも一ヵ所、両者の用途は同一、受け渡し地点は特別高圧、託送電力は五〇〇kW以上、技術ガイドライン遵守、系統運用上、託送電力の調整や事前連絡をお願いすることがある等、制約が多く、また、高すぎる、コストの内訳が不明などの批判なし不満も出ているとのことである。

四 自己託送と分散型モデル

分散型モデルとの関係では、自家発・自己消費の拡大、あるいは特定電気事業として、例えばガソリンスタンドやNTTの末端電話局に発電施設を設置し、各地の同種の施設を結ぶ構想の中で、これらの間の電力融通目的の託

送は可能か、またその料金はどうあるべきかが問題であろう。現行の各社の自己託送あるいは卸託送の条件に合致しないとしても、例外的に認める可能性など検討の必要があるのではないか。

なお、現在の各社の方針によれば、自己託送は、各社とも同一ユーザーを対象としているが、「特定供給」の供給元と供給先も、同一需要家とみなして自己託送の制度を適用することであるが、これを実施している実例があるかどうかは不明である。

第四節 小売託送

一 現行法における小売託送の解釈

(1) ところで、「託送」という日本語では、契約の類型として「委託」が観念されているように見える。すなわち、例えば小売託送の場合、エンド・ユーザーまたは発電事業を行うIPPが、一般電気事業者に送電・配電サービスを委託することになる。

しかし、現行法の需給調整条項との整合性という点からは、前述（本章第四章第一節二）のように、例えば卸託送では、卸から一般電気事業者（甲）に電力を供給し、甲はそれと同量の電力を別の一般電気事業者（乙）に供給するという「ブツ切り」方式の形態が最もマッチするようでもある。すなわち、卸と一般電気事業者（乙）の間の私法上の契約は別個にあるとしても、電気事業法上は、卸→甲→乙、というように、電気の受け渡しごとの取引（振替供給等）という形態を採ることが想定されているとも推測される。

現行法において、これとは異なる構成が不可能か否かは不明である。しかし、振替供給の前述のような位置づけからすれば、電気事業法の他の規定に触れない限り、自由な法的構成が許容されると解するのが自然であろう。特に、自己託送についての各社のメニューの書き方は、「ブツ切り」方式とは異なる構成のようにも読める。

(2) 小売託送を制度化する際には、右の点が正面から問題になるであろう。

すなわち、小売託送の委託者は発電事業者（改正法上は「特定規模電気事業者」）であるが、ここではこれにとらわれず、一般的に小売供給する者と考える。以下、Aと呼ぶ）であり、受託者は一般電気事業者（甲・乙）であるとすると、ユーモーBまでの電気の流れは以下のようになる（前述、本章第一節で示した図と同じ）。

A→甲→乙→B

この場合、Aは、Bというユーザーの需要に応じるために発電し、甲・乙に託送を委託するのであるから、現在の公権解釈によれば、「一般の需要に応じ電気を供給する事業」（法二条一項一号）に当たるから、「一般電気事業」を営んでいることになり、このためにはAが法三条の事業許可を受けることが必要になる。

そうすると、法五条の許可基準、特に需要と供給の適合要件と過剰設備要件を改正しない限り、Aが本許可を受けることはできず、小売託送は事実上不可能ということになる。もつとも、右の諸要件の解釈を緩めることによって、既存の電力会社以外に、小売託送による「一般電気事業」を認めることができないか、も考慮すべきこととも思われる。

(3) 平成一年の電気事業法改正は、「特定規模電気事業」というカテゴリーを新設し（同法二条七号）、「一般の需要（特定規模需要を除く）」（法一九条一項）とし、これにかかる託送を「接続供給」として認めたとした。

一般電気事業者は、この接続供給に係る供給約款を定め、通産大臣に届けるべきものとされ（法二四条の四第一項、四項）、「正当な理由なく接続供給を拒んだときは」接続供給を行うべきことを命じることができると規定された（同条五項）。

これによつて、特定規模電気事業を営むことについて前述の事業許可を不要とし（法三条、また法一六条の二）をも参照）、需給調整の枠外とされたと言えよう。また、前述のエンド・ツゥー・エンド方式を探ることも許容されたようである。すなわち、「特定規模電気事業」の届出をした者は、原則として各一般電気事業者の接続供給約款によつて、エンド・ユーザーまでの託送の契約をなすことができることとなつた。

(4) また、「一般電気事業」以外に、エンド・ユーザーに対し電力を供給する形態として、「特定電気事業」および「特定供給」（法一七条）がある。後者についての要件は、最近若干の規制緩和がなされたが、それでもこの形態で小売託送を本格的になし得るかについては消極に解すべきなのであろう。

二 料 金

(1) 前述の卸託送と自己託送の料金設定方法を比較すれば、以下のように整理できる。すなわち、現行の卸託送の料金は、IPPの電源から一般電気事業者の設備の連系地点までのモデル・ケースを設定し、それにかかる費用を積み上げて算定したもので、いわば「追加費用的な考え方を取り入れた費用積み上げ」アプローチとでも呼ぶべきもののように思われる。これは、卸託送を活性化させるという政策的意図に沿つてかなり低く抑えたものになつてゐる。これに対し、自己託送の料金は、各社の損益対照表等の会計データを基礎として送配電部門のコスト全体から算定され、これは伝統的な「平均費用」的アプローチであると言えよう。

小売託送の料金については、右述の卸託送と自己託送のどちらに近い考え方を探るべきか、あるいは電気通信産業において議論されているような増分費用的アプローチの可否を検討することが必要になる。増分費用的アプローチを探るとすると、規制の変更等の、経営判断の責任によらない投資等に関する、いわゆる stranded cost（回収不能費用）をどのように回収するかも検討しなければならない。その前提は、規制と経営判断の明確な区別である

が、具体的には相当困難な作業であろう。

(2) 小売託送の料金は、前述の卸託送と自己託送の料金との対比では、自己託送と同様の考え方で算定されるべきであるとの主張が、一般電気事業者側から出されている。

それによると、改正法によつて制度化された大口ユーザー（特別高圧によつて受電するユーザー）に限つた小売託送の自由化では、この自由化の対象から外れるユーザーをも含む全ユーザーのために建設された送電・配電設備を、新規参入者が大口ユーザーに向けた電力供給のために利用するのであるから、一般のユーザーに悪影響を及ぼさないような料金算定が要請される。

これは、前述の自己託送の料金の算定の考え方と同じであり、これに対し、卸託送の極めて低い料金は、卸供給事業の活性化とそれによる一般電気事業の効率化の推進という制度設定時の特別の政策目的に沿つて作られた別種のものであるということであろう。

諸外国では、小売託送と自己託送は同一の料金算定法式によつているようであり（もつとも、卸託送という形態自体が、日本の独特的の制度）、投下した固定費（embedded cost）は回収されなければならないという前提から、託送に関連するすべての費用を平均費用として算定して回収しないと、託送を利用しないユーザーだけがそのコストを負担することになる。

(3) これに対しても、以下の諸点を検討する必要があると思われる。

第一に、右の平均費用説に対し、増分費用に基づく料金算定方法の主張があり得る。電気通信において、米国が試み、また日本に対し要求してきているのがこれである。

日本の電気通信料金において、ユーザー料金における個別の割引料金に対しても、米国のFCCに倣つて、「ネット・レビュー・テスト」が採用されているが、これは増分費用説を実現しやすいように変形したものであ

ると言われている。すなわち、このテストは、当該割引料金を採用することによって、これを利用しないユーザーが悪影響を受けて不利になることはないか、という観点から、当該割引料金制度の実施により、増加した収入（ネット・レヴェニュー）が、増加したコストを上回ることはないか、を見るものである。

問題は、小売託送の料金が、この割引料金、あるいはより広い意味で増分費用と同様の考え方で設定されるべき性格のものか、それとも、全体のベースとなるユーザー料金の基礎となる送配電コストと同じ原則によつて算定されるべき性格のものか、ということであるように思われる。

第二に、特に回線コスト等の通信設備コストの急激な低下が顕著な電気通信の場合と異なり、電力事業においては、新規の建設コストは急激に増加しており、増分費用説を採用すると、むしろ託送料金は高すぎることになりはしないか、という実際上の問題もあると説かれている。

この問題は、大口ユーザーだけが小売託送によつて競争による利益を享受することによつて、これを利用しないユーザーが悪影響を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」と規定するのみであり（法二四条の四第三項二号）、その具体的な算定方式等は、今後の解釈・運用に委ねられている（その詳細は、注4掲記の別稿「電気事業における託送と『公正な競争』」で論じた）。

三 コモン・キャリアーとコントラクト・キャリアーの区別

(1) 前述の（本章第四節）、「一般の需要」に関する解釈・立法の見直しがなされば、そこで例示した場合の委託者Aは、「一般の需要」に応じようとしているのではなく、個別の相対取引の中で、個別の需要に応じようとしているのであるから、非規制とされる余地が出てくるようにも思われる。

この点については、既に以前の私の論文で、電気事業についても、他の公益事業・運輸事業の場合と同様に、コモン・キャリアーとコントラクト・キャリアーの区別を立てるべきであると説いたことがある。⁽²²⁾

これを「簡単に言えば、公益事業について、「一般の需要に応じ」てサービスを供給する事業者（＝コモン・キャリアー）と、「特定の需要に応じ」てサービスを供給する事業者（コントラクト・キャリアー）を区別するのが通常である。先に見た例をとれば、貨物自動車運送事業法（平成二年制定）は、「一般貨物自動車運送事業」と「特定貨物自動車運送事業」を区別し、前者には事業開始に許可を要するとし（同法二二条）、緩和された形態であるが需給調整条項を定め（同法七条）、その運賃・料金を総括原価主義による規制の下においている（同法二二条）。これに対し、後者には、事業開始に許可（同法三五条）を要するとしているが、それは「輸送の安全」のための規制が主であり、運賃・料金規制はなく、部分的な需給調整条項が置かれているにとどまる（同法三五条五項）。

私の主張は、電気事業においても、競争導入の効果を重視して、新規参入者に対しより自由な事業活動の余地を与えるため、また小規模分散型発電、あるいはコンピュータによる制御の可能性の拡大などの技術革新の動向を踏まえるならば、この区別を採用することが適当ではないか、ということである。

コモン・キャリアーは、その供給区域において何人からの供給申し込みにも応じなければならず、したがつて厳格な規制に服する。これに対し、コントラクト・キャリアーは、そのような契約締結義務を課せられず、「相対取引」で契約をし、電気を供給する。また、後者は、設備規制から自由であるのが通例であり、最も極端な場合は、再販（いわゆるリセール＝resale）だけで事業を行うものもあり得る。

相対取引は、取引先選択の自由が認められるのが原則であり、例えば、ある分散型発電事業者（前記のAに相当）があるユーザーからの電力供給の申し込みを拒絶しても、直ちに違法となるわけではない。立法論としても、このような場合に、Aに取引拒絶を認めないとする必然性はないようと思われる。

ただし繰り返しになるが、現在の「一般の需要」に関する公権解釈によれば、Aが不特定のユーザーからの申し込みを受諾する可能性があるだけで、「一般の需要」に応じる事業をしていることになる。

(2) なお、このような区別によると、コントラクト・キャリアーが供給義務（ここでは、契約締結義務）を課せられない点で、不当に有利にならないか、という疑問が出てこよう。

これについては、第一に、規定の仕方として、コントラクト・キャリアーは供給義務を課されないとしても、不当な差別的取扱いを禁じる規定をかぶせる、という立法の仕方があり得る（電気通信事業法の採る仕方）。その解釈・適用のいかんでは、コモン・キャリアーとコントラクト・キャリアーには、それほど決定的な違いはない、ということにもなりそうである。電気通信においても、二種事業者のうち、特別二種は、「不特定かつ多数の者に対し」サービスを提供することが想定されており（同法二条三項）、一般二種事業者とサービス面での違いはほとんどない。

また第二に、既存事業者としてのコモン・キャリアーが送電・配電のネットワークを独占するという実態は、自由化・競争原理導入の制度改正がなされても基本的には変わらないから、コントラクト・キャリアーは、それを利用することによつて事業活動を行うことになる。したがつて、その経営はコモン・キャリアーが設定する託送の条件いかんに依存することになる。

したがつて、コモン・キャリアーが供給義務を課せられているという負担が、コントラクト・キャリアーと比べて不当な競争条件となる場合には、託送条件にその負担の一部を転嫁する、ということがあり得るであろう。

(3) 平成一年改正の電気事業法は、この問題について、新規参入者を右記のコントラクト・キャリアーとして位置づけるとともに、既存の一般電気事業者に対しても、自由化された「特定規模需要」に関しては供給義務を外すなどによつてバランスをとり、これによつてエンド・ユーザーが不当な不利益を受けるおそれがないように、

「最終保障約款」制度を設けた（法一九条の二）。これらについては、別に論じることとしたい）。

四 「競争者」の法的資格付け

（1）右述は、既存の一般電気事業者と競争する事業者は、コントラクト・キャリアーとしてユーザーに電気を供給する者で足りるのではないか、という指摘である。

この点は、右述のようなコモン・キャリアーとコントラクト・キャリアーの区別という観点からは、ほとんど論じられることはないが、内容的にこれとある程度重なる主張はなされている。

まず、ユーザーに対して直接的に「供給責任」を持つ事業者のみが託送を請求し得るとすべきであるから、結局、電気事業法上は特定電気事業者に限られるべきである、という主張がある。しかし、この「供給責任」という概念は曖昧であり、後に述べるように、絶対的な区別として「供給責任」を持つ事業者と、それを持たない事業者があるわけではない（詳しくは後述、本章第七節一を参照）。

「供給責任」を参入規制の根拠として持ち出してくることは、直接の競争者を制限すべきだという動機に発した政策論にとどまるように思われる。

（2）また、別の議論として、特定電気事業者以外に、卸供給事業者や自家発事業者のように、発電する能力のある者に、米国における独立発電事業者（IPP）と同様に、経営の安定性、技術的能力などの主体的要件を満たすことを条件に、事業許可あるいは登録・届出などによる一定の資格を公的に与えることで、電力供給の安定性、品質の維持等の社会的要請に応えられる事業者のみが競争に参画できるようすべきであるという提案もなされている。

このIPPは、一般電気事業者と比べ、緩和された規制の下におかれているのであろうから、

右述のコントラクト・キャリアーに近いものとも思われる。公的規制が一般電気事業者に比べて軽減されていても、民事責任は負わなければならないのであるが、社会的に全く無責任な事業者が現れることもないとは言い切れないとすれば、右の提案にあるような一定の法的仕組みを備えることも検討されてよいとも思われる。

また、民事責任以外に、託送料金やユニバーサル・サービス等について、不当なクリーム・スキミングによる利益を徴収するために、コントラクト・キャリアー等の一定の範囲の者に公的負担を課すとすれば、やはり公的な資格付与の仕組みが必要になろう。

なお、改正法はこの点につき、特定規模電気事業者に対し届出制度を採用した（法一六条の二）。

五 プール制の是非

（1）小売託送を全面的に自由化すると仮定すると、電力の発電・送電・配電の各部門、あるいは電力産業全体にどのような影響が現れるか。

この点については、第一に、送電線の部分的な混雑や、その計画的な設置・管理に支障が出る、第二に、クリーム・スキミングのおそれ、あるいはこれと重なるが、IPPと一般電気事業者の競争が「公正な競争」にならない、第三に、省資源・環境保全・セキュリティの観点が無視され、負担がすべて既存の一般電気事業者にかかることとなる、等々の指摘がなされている。

（2）これらの問題点をクリアするための一つの装置として、プール制の形成が議論されている。プール制にも多様な形態があり得るが、以下その最も強度な典型例として、まず、既存の一般電気事業者を発電部門と送電・配電部門に分割し、電力取引がある（複数もあり得る）市場に集中するという方式（強制プール制）を想定しよう。この場合は、電力をめぐる取引はすべて、このプールを介して行われることが義務付けられる。

この方式の下では、IPPと一般電気事業者の競争は、送電・配電部門を平等の条件の下で利用することになるから、基本的に平等になり、公正な競争の基盤があるということになる。また、ユニバーサル・サービスの負担を明確にすること、また、原子力等に特別の負担がかかるのであれば、その負担を明確化した上で、その負担を適正に分配することも、透明性を確保した上で検討することが可能になる。

ただし、この発電と送電・配電部門の分割という点は、プール制の不可欠の要素ではないと思われる。分割をせずに、一般電気事業者の中での内部取引（あるいは持株会社形態もあり得よう）によつても、IPPとの公正な競争が原理的に不可能なわけではない。問題は、発電部門と送電・配電部門の透明かつ公正な会計分離が可能かであろう。

(3) プールの機能は、取引市場の運営・取引のルールに基づいて、集まってきた取引を競争的に行わせることである。この取引所機能と、系統運用、送電等の機能を併せ持つか、これら三つが別個の主体によつて担われるかは、各国で相違があるが、少なくともこれら三つ（あるいは、取引所機能と系統運用・送電等の機能の二つ）の機能が別個のものであるということを押さえる必要がある。

プールに取引を集中化することによつて、発電・送電（特に潮流）・需要等の情報が集められ、また価格等の取引条件もこれらを前提に形成されるので、例えば混雑に見合つた託送料金を課すこともできる。なお、前述のように、この種の人為的な市場（＝取引所）の形成については、既に、証券取引法、卸売市場法、商品取引所法などの前例があり、それらにおいてどのような問題があるかもある程度は明らかにされているので、それらを参考にしながら電力に特有なプールのあり方を検討することも重要であろう。

(4) しかし他方で、プール制は様々な欠陥ないし問題点が指摘されており、これらの点を前もつて慎重に考えておかないと、適正な制度を構築することはできないであろう。

ここではこの点を論じ尽くすことはできないが、制度構築の観点から、以下の諸点を指摘しておく。

第一に、プールの運営は合理的に、過大なコストをかけずに行われ得るか。特に、系統運用、送電等の機能を併せ持つ場合、また、全国で一つの独占的取引所として開設された場合、この問題が大きくなろう。

もつとも、プールの運営と、系統運用、送電等の機能を分けて、別個の組織によつて担うことにしておけば、今度はそれらの連絡・調整のコストが別にかかり、複雑な形態になるとも言われる。また、複数のプールの開設も同様の問題があり得るし、プール間の競争がプラスに働く面と逆にマイナスに働く面があろう。

(5) 第二に、プールに取引を集中させるということは、電力のコストのすべての問題をここで料金形成に集約することであり、ユニバーサル・サービス、省資源・環境保全・セキュリティ等々の非市場的要因をすべて料金に還元しなければならない。前述のように、このことによつて、電力にかかる多くの問題を透明化し、経済合理性に立脚した経営はここから始まるとも言えよう。

しかし同時に、現実に右のような多くの非経済的因素をコストとして計量可能なものにする作業がどのようにしてなされるべきか、多くの実務上の、また理論的な問題があることも否定できない。

(6) 第三に、これは右の第二の問題とほぼ重なるとも言えるのであるが、市場は時間の問題を解決することができるであろうか。原子力、送電ネットワークをはじめ、電力産業はかなりの長期間を見越した産業設計が要請される産業であるが、これらすべての要素を市場で正当に評価できるであろうか。

プール市場を現物市場と先物市場の二部構成によつて運用するとしても、例えば一〇年先を見据えた建設なども取り込めるような仕組みになるであろうか。あるいは、これらの長期的課題はいつたんプール制の外側に置いて、プールにおける料金形成の前提条件として平等に負担金等の形態で対応することが可能であろうか。

これらの諸点は、プール制を否定するための議論ではなく、まずは、まさに問題として克服すべき論点として検

討すべきものである。前述のように、証券市場や卸売市場などの他の人為的な市場＝取引所についても、その機能障害・不全が説かれているが、そこで取り組まれている論点のいくつかは、右述の電力プールの問題点にも通じるものである。今後、これらの検討を踏まえつつ、制度設計を進めるべきであろう。

もつとも、その結果として、プール制が実施不可能なものという結論が出るのかもしれない。ただし、プール制を採らずに、相対取引だけでは別の問題が生じることも明らかである。特に、競争機能の前提条件である生産・流通・需要に関する情報の不完全性があまりに著しく、特定のユーザーのみが有利な取引をなすとか、流動性を欠くようになつて、長期的固定的な取引が大きくなりすぎるとの懸念がある。

取引を集約して共通の料金形成の機能を担う場は、右の強制プール制を念頭に置いたシステム以外にも、「任意プール」制その他、多様な形態があり得るであろう。これらの詳細な検討は、別の機会に譲ることとする。

第五節 特定電気事業者にかかる託送問題

(1) 振替供給を定める法「四条の三第一項は、右の「一般電気事業の用に供するための電気」にかかる卸託送のほか、「特定電気事業の用に供するための電気」にかかる卸託送についても、同じく振替供給約款を定めて、通産大臣に届出ることを義務付けている。

しかし、この特定電気事業者向けは、当面は法「四条の三第二項但書に基づき、通産大臣の個別承認で処理する方針とのことである。

特定電気事業者は、多くの場合、完全に自立的・閉鎖的なネットワークではなく、他の電気事業者、特に一般電気事業者のネットワークと「連係」（ここでは、小売託送以外に、一般電気事業者に電力を売ること、すなわち「買電」や、逆にすぐ次に述べるように、一般電気事業者から電力を買うことなども含む広い意味でこう呼ぶ）して、相互に協力

することが両事業者、あるいはユーザーないし社会全体にとつて望ましい、という場合も考えられる。

そのうち、最も現実的な協力形態は、特定電気事業者が、そのバックアップ用電力を一般電気事業者から「補完供給」によつて受けることである。

法二四条の二に規定されている「補完供給」は、「事故その他の通商産業省令で定める事由により」特定電気事業の用に供する電気に不足が生じた場合に、特定電気事業者が、当該供給区域の一般電気事業者から受けるものであり、区域外の一般電気事業者から受ける場合は、前述の法二四条の三第二項但書の個別承認による振替託送によることになる。

なお、右の特定電気事業者向けと異なり、「特定供給」のための補完供給は、利用者向けの約款（法一九条）の中に組み込まれており、これについては、振替供給は今のところ認められていない。

(2) この特定電気事業者というカテゴリーも、平成七年の法改正で新設されたものであるが、その後もしばらくは実例が出ていなかつた。しかし、その後、諏訪エネルギーサービスが一九九七年六月に認可を受け、六本木、豊田などについての計画が出始めている。

実例が出てこなかつた理由として、特定電気事業者に対する規制が強すぎるのではないか、これから特定電気事業の発展を推進するためには現行法による規制を一層緩和すべきではないかという疑問がある。⁽²³⁾

第一に、過剰規制か否かが問題になる点として、法一八条六項（供給地点以外への供給禁止）、法二四条二項以下（供給条件の規制）、法二四条（会計の整理。もつともこの点は、一般の会社法の規制で足りるとまで言えるかは疑問であるが）などが挙げられよう。

また、法五条四号の需給調整条項によつて、特定電気事業は当該地点の需要をすべて満たす能力がないと許可されない。例えば、当該地点の需要の九割を供給し、一割を一般電気事業者からということは許されない。⁽²⁴⁾

特定電気事業が、その供給地点において事実上独占であれば、規制が強い必要があるが、実際にはユーザーは一般電気事業者との取引に変更することは容易であることが通常であると思われる。その意味で、一般電気事業者との競争にさらされており、また特定電気事業者に対するユーザーの交渉力も強いから、一般電気事業者に対する場合のような強い規制は必要ないであろう。

第二に、小売託送ができないので、小規模地点だけに止まり、広がりが出ない。
特に、同一の特定電気事業者が多くの供給地点に対し電力を供給し、ある発電施設から自己託送で送るという形のネットワークを作ろうとすると、（卸託送と比べ）かなり高くついてしまう。

第三に、特定供給向けの「業務用自家発補給電力」の料金については、エンド－ユーザーの扱いであるから、約款で規定されているが、その算定根拠は必ずしも明らかではない。⁽²⁵⁾ これとどの程度共通するかも検討すべきではあるが、特定電気事業者に対する「補完供給」（法二四条の二）は、当該ユーザーにとって一般電気事業者に代替する電力供給の基礎をなすものであるから、それらの料金その他の条件が妥当であるかどうかも、今後再検討すべきではなかろうか。

第六節 大口ユーザー向けに限った小売託送

大口ユーザー向けに限つた託送を自由化する制度を設定した場合、「一般の需要」から「特定規模需要」を外すことにすれば、前述のような「一般の需要」および一般電気事業に関する現行法の枠組みおよびその解釈を基本的に変えずに行うことができるという理解のようである。

それ自体は正当と思われるが、大口ユーザー向けに限つた託送自由化がどれだけ競争を喚起するものであるかには議論の余地がある。その実例は既に大口ユーザー向け供給が自由化が実施されている都市ガス事業に見ることが

できる。そこにおいては、現実には既存の都市ガス事業者がユーザーを獲得し続けているとのことであり、これを電力との比較において評価・検討することが必要であると思われる。

その際には、以下の諸点が重要である。第一に、既に多くの議論があるように、「大口ユーザー」の範囲が狭すぎるのではないか。第二に、大口ユーザー向け供給の料金が公開されていはず、その意味での「市場価格」がないことが、新規参入を困難にしている一因ではないか。情報の完全性が競争の前提であることは教科書の教えるところであり、新規参入者およびユーザー側は市場価格を参考に市場行動を決めるのであるが、(潜在的に)ごく少数の完全な相対取引しかあり得ない市場で、指標となる価格がないと、参入にはリスクが大きすぎ、ユーザーも選べないことになろう。第三に、ガス供給事業の場合、上流のガス源が限られていて、新規参入、それによる託送が実現しにくいという事情も考慮すべきである(例として、西部ガスによる託送は、北九州のエネルギー基地があるから実現したことのことである)。

もつとも、これらについては、都市ガス事業に特有な事情に基づく結果であると言える面もあり、実態面と制度面の双方についてさらに検討すべきであろう。

第七節 託送料金と会計制度

託送料金の算定の仕方については、諸外国の例を含め⁽²⁶⁾、多様な議論がなされてきている。また、いわばそれと表裏一体の関係にある問題として、託送にかかる会計をどのような原則で整理するかという点に関する検討が要請されるであろう。これについては、簿価か時価か等の問題があるが、それ以外にも、託送をどのように会計の中に位置づけるかという問題がある。

周知のように、わが国の電気通信については、NTTにのみに対し、「接続会計」を作ることが制度化された。

これは、接続料金の算定の基礎とするためである。電力についても、競争がより一層進展するとすると、会計と託送料金の関係をどのように作るのかという問題が大きな論点になるであろう。

また、前述（本章第四節II）のいわゆる stranded cost（回収不能費用）をどう組み込むのかも、今後つめるべき問題であろう。これらの問題の一部についても、別稿で詳論したの（注4）ではふれない」とする（注4掲記の拙稿参照）。

第五章 おわりに

一 供給責任

(1) 供給責任という言葉は、かなり広い意味に用いられているが、電気事業法上の法的義務としては、契約締結義務と供給継続義務を内容としていると理解される（同法一八条一項）。

これとは別に、供給責任には「電源開発義務」も含まれるとの意見もあるようである。その根拠とされる電気事業専門委員会（昭和三七年七月五日）第一回資料には、供給区域における「原則として地域独占が容認される電気、ガス、水道等の事業では、少なくとも正常な企業努力の範囲内では、当該供給区域の需要の増加に応じて、電源開発当設備能力の拡充を遂行すべき責任がある」と述べられている。

たしかに、戦後の九電力は、このような公益事業会社としての社会的責任を強く自覚しつつ、電源開発・供給能力の増強に努めていたのであり、また、供給継続義務を遂行するためには、その裏付けとなる供給能力の確保が必要であることは現在でも同じである。

しかし、「電源開発義務」は、社会的責務（）の意味については、日本電信電話株式会社法二条の「責務」条項をめぐ

る議論が参考になる。) としては重要であるとしても、その法的意味は、電気事業法二九条(供給計画)、三〇条(業務改善命令)などとの関係で生じるにとどまるであろう。これとは別に、前述のように供給継続義務の裏付けとしての意味はあるが、これは供給継続義務の内容として考えることで足りよう。

(2) 前記の電気事業法一八条一項は、「正当な理由がなければ」という文言があるので、契約締結義務と供給継続義務という二つの義務は、いずれも、絶対的なものではなく、相対的概念、すなわちユーザーの支払い状況など、一定の要件の下で課されているものである。

公権解釈によると、この「正当な理由」には、供給継続義務に関する「天災、地変、事故等により電気工作物に故障が生じた場合、——工事上必要な場合、正常な企業努力にかかわらず需要が供給を上回り供給不能となつた場合」⁽²⁷⁾が挙げられている。さらに、これを受けて規定されている一般電気事業者の各供給約款には、より緩和された要件に受け取れる文言で、義務から外れる場合が列挙されている。

これらを前提とすれば、このような意味での契約締結義務と供給継続義務は、プール制の採用や小売託送の自由化などによつて競争原理が仮に全面的に導入されても、直ちに義務内容が変更されるべきものではないと考えられる。なお、例えば、電気通信においても、NTT等の既存の事業者以外に、新規参入したNCCなどの第一種電気通信事業者もすべて右と同様の意味での契約締結義務と供給継続義務を課せられている。

ただし、一般電気事業者に関しては、実際の運用上は、これらの文言よりも厳しく解した上で供給がなされてきたようであり、今後の競争の拡大に伴つて、「正当な理由」、特に解釈としての「正常な企業努力にかかわらず需要が供給を上回り供給不能となつた場合」とはどのような場合か、またそれは実際の供給計画(同法二九条)などにいかに反映されるのかが検討されるべきであろう。

(3) 競争の拡大に関連して、前記の広義の「供給責任」が論じられるのは、一般電気事業者として、需要側の

急激な変化や供給者側の事情、自然状況、立地状況などによつて、停電等が起こつた場合に、責任を問われることになると、それに対応して、かなりの設備等の能力を用意しておかなければならず、これはすなわちコスト高にならぬので、「正当な理由」ありとして免責される余地を従来の独占の下での解釈・運用よりは広く解すべきではないか、という観点からであろう。

これについては、事故等による責任制限の範囲など検討すべき点が多くあると考えられるが、競争下でユーザーに電力を供給する事業者、すなわち、一般電気事業者、特定電気事業者、諸々のIPP、特定供給を行う者に共通する問題という側面もある。ここでは、この問題を詳しく検討できないが、以下のように問題を整理しておくこととする。

(4) 第一に、右述の問題は、競争原理の導入との直接的な関連というよりは、近年のピーク対応のための発電・送電設備を設置することが困難になつてきてのこと、またそのための設備増強には巨額の設備投資が必要になり、電気料金の引き下げという要請に逆行するという、より一般的、基本的な問題もかかわるものである。

しかし、競争原理の導入が需要の不安定さを増幅し、一般電気事業者の設備投資の計画性をより不確かなものになるとすれば、この点への対応を一般電気事業者の経営の問題としてだけでなく、政策・制度としても考慮する必要があるとも思われる。

(5) 第二に、右の点は、一般電気事業者の側からは、一般電気事業者だけに需要対応の負担がかかり、この面で競争上、新規参入者が有利になるとすれば、事実上の「非対称規制」にならないか、という懸念につながる。

極端な形を例にとると、ベース・ミドルの電源は新規参入者が自ら発電又は調達し、ピーク電源のみ一般電気事業者に頼るという場合は、上の供給責任の点で、一般電気事業者だけに過大な負担がかかることにならう。これは料金だけで解決できるか、それとも電力取引に関し、一定の公的ルールあるいは一般電気事業者の約款等による制

限を認めるか、検討を要しよう。

なお一般電気事業者の側からは、これとは別の事実上の「非対称規制」のおそれとして、いわゆるユニバーサル・サービスの義務、すなわち供給区域のすべての需要者に供給しなければならない、という点も問題にされる。特に不採算地域に対する供給義務のあり方は、他の公益事業（殊に電気通信事業）においても議論され、未だ十分な解決を見ていない困難な論点である。

(6) 第三に、いつたん新規参入者からの電力供給に振り替わったユーザーが、その後、一般電気事業者との取引に戻りたいと申し込んできた場合（「戻り需要」と呼ばれる）、一般電気事業者がこれを拒絶できるようにすべきである（すなわち、契約締結義務の部分的解除）、ということが主張されることもある。

この点は、当該ユーザーが一度新規参入者と契約したという理由だけであれば、契約締結の申し込みに対する拒絶を正当化することはできないであろう。

（朝日新聞平成一〇年一二月一九日付け朝刊の新聞記事によると、北海道国際航空の就航を前に、既存の航空会社も値下げに踏み切るところもあり、日本航空の福岡路線の新料金につき、「公取委の『競争制限的な要素を含んでいる』とのコメントを掲載している。これは、新規参入の便の前後だけを極端に安くするものようで、露骨に新規参入者をねらい打ちして市場から排除しようと/orする料金政策と見ることもできるものようである。「公取委 競争政策に転換点」日本経済新聞平成一一年一月五日付け朝刊をも参照。最近、公取委から以下の見解が示された。公取委平成一一年一二月一四日「国内定期航空旅客運送事業分野における大手三社と新規二社の競争の状況等について」。また、「再点検 規制緩和 エネルギー」日本経済新聞平成一〇年一二月一一日付け朝刊では、電力の自由化が実現すると、「新規事業者による乗り換えのおそれのある顧客に対してだけ優待料金を適用するような行動が起きることも考えられる」と述べられている。前述のように、逆に乗り換えた顧客には供給責任ははずされ、再び既存事業者と契約しようとすればこれを拒否できるという議論があり、これは右

の「優待料金」とは逆の脅しに近いようにも思われる。）。

しかし、例えば、新規参入者の提供する電力の品質が悪いとか、その供給が不安定などの理由で、ユーザーが一般電気事業者への回帰（契約復帰）が大量に出る場合、一般電気事業者はそれらのための発電設備を前もって用意しておかなければならぬとすれば、小売託送の導入によつて、不当な負担を課せられることになる。このことから、小売託送の導入は、これらのいつたん新規参入者と契約したユーザーに対する一般電気事業者の供給義務の廃止とセットになるとの主張が出されていると思われる。

電気通信産業では、この点は光ファイバーの発達によつて大量・高速な伝送サービスが可能になつたという事情もあつて、一般には競争の拡大と既存事業者の供給義務とは両立できると考えられている。ただし、そこでも実際には既存の事業者（NTT）に特別の負担を負わせることになるので、それをやむを得ないとするか（「最後の拠り所」last resort論）、あるいは、競争が全面化し、かつ通信サービスが通常の商品・サービスと同じ性質になるまでは、既存の事業者と新規参入者が上述の設備負担を公平に担うことを可能にするような、何らかの制度的仕組みを用意すべきだ（具体的には、米国で採用されているような「ユニバーサル・ファンド」の設立）、等々の議論がある。

電力産業の特殊性は、具体的には、おそらく特にピーク対応の設備負担を一般電気事業者だけが課されて、負荷率が更に悪化するという点であろう。そうであるとすれば、この点だけから、供給義務の廃止というドラスティックな制度変更をすべきかには疑問が残り、何らか別の手当がないかを慎重に検討すべきではなかろうか。

そして、現実には、右述のようなく、大量の契約復帰が起ることがないように、新規参入者の経営・経理の安定性と技術的・設備上の審査を経て、小売託送を認めるようにして、かなりの程度防止することができるのではなかろうか。

(7) なお、新規参入者に対し事業法上の供給義務を課さないとしても、ユーザーとの私法上の契約では、品質

の維持と供給の継続義務が規定されるから、右述のような供給の不安定さや供給停止が起これば、ユーザーに対し損害賠償責任が発生する。これは莫大な額にのぼることが予想されるから（なお、責任制限の約款を設けることも考えられるが、制限額があまりに低ければユーザーを獲得することはできないであろう）、新規参入者もこのような事態にならないよう全力を傾けると予想される。しかし、政策・制度としても、安易に供給停止又は倒産して責任を免れることのないような措置を講ずることも検討に値しよう（例えば旅行業のように、保証金等の制度を採用している業種もある）。

二 残された問題

(1) 今後の電力産業の制度改革にあたって、本章は、冒頭に制度設計の基本的観点として、三つの点を挙げた。これらのうち、資源・環境の観点からの制度設計という観点については、本章では扱うことができなかつた。

より一般的に、原価主義などの経済的決定主義を超えて、あるいはそれを修正・補完する形で、資源制約・環境制約をどのように制度に組み込むかについては、排出権制度、環境税等の租税措置、その他の仕組みが挙げられているが、その多くは少なくとも具体的な法制度・政策実施のあり方のレベルでは、まだ十分議論がなされているとは言えないようである。

この点は、諸外国の多様な取り組みを参考にしつつ、議論を進めていくことが望まれる。²⁷⁾

(2) また、本稿で取り上げた託送は、既存の電力会社の送電・配電ネットワークを新規参入者が利用する形態を念頭に置いているが、新規参入者も、おそらく電力をコントロールするための設備を所有・設置・管理して運用することは必要であろうし、さらに送電ネットワークの一部を自前で建設ないし管理・運用することも将来的にはあり得るのかもしれない。

これは、電気通信産業において、既に現実化している現象であり、この場合は、新規参入者の設備を電力会社の施設の中に適正・公平な料金で設置すること（コロケーション）も問題になろう。ここで、電力会社の施設とは、変電所などの土地・建物であることもあり、送電線などを設置するための「通路」であることもあろう。これらは、従来は、電力会社が「公益事業特権」を背景に、私的所有権の対象としてきたものであるが、公正な競争のためには、新規参入者にも適正・公平な料金で設置することを認めるべきであるとの議論があり、他方で、コロケーションや土地等の賃貸を強制することは憲法上疑義があるとの議論もある。⁽²⁸⁾

ともあれ、本稿では、これらの問題に立ち入ることはできなかつた。すべて今後の研究課題としたい。

(1) この間の事情については、多くの報道記事がある。例えば、河原雄三「『発送電分離』圧力で揺さぶり対立から料金下げの実を取る」日経ビジネス一九九七年五月二六日号一二頁以下、「通産相が投げかける電力業界への難問」AERA一九九七年六月三〇日号二三頁以下等を参照。

(2) これらについては、通産省のホームページ、および、電力新報社編『電力構造改革 供給システム編』・『電力構造改革 料金制度編』（同社、一九九九年）を参照。

(3) 浅賀幸平「アメリカ電気事業と反トラスト問題——オッターテイル電力事件を例に」『公益事業研究』六卷一号四五頁以下（一九七四年）、丸山真弘「送電網へのエッセンシャル・ファシリティの法理の適用」電力中央研究所報告（一九九七年）、白石忠志「技術と競争の法的構造」（有斐閣、一九九四年）八五頁以下、泉水文雄「私的独占・企業結合の規制」経済法学会年報一八号一八頁（一九九七年）、古城誠「電力事業とアメリカ独禁法」日本エネルギー法研究所報告書『公益事業における新規制』二二三頁以下（一九九七年）等を参照。

EC条約による同様の法理については、滝川敏明「日米EUの独禁法と競争政策」（青林書院、一九九六年）一七三頁以下、正田彬『EC独占禁止法』（三省堂、一九九六年）二二〇頁以下等を参照。

(4) 公正取引委員会・政府規制と競争政策に関する研究会報告「電気事業分野における規制緩和と競争政策上の課題」（一九九七年）二二一頁。

なお、本稿では紙幅の制限から私の以前の論稿を挙げるにとどめる。その他については、それらに引用している諸文献を参照されたい。舟田「公共企業に関する法制度論序説（2）、（3）——コージェネレーションに関する法制度」立教法学三七号一〇六頁以下、三九号一九六頁以下（一九九一年、九四年）、同「公益事業の規制緩和——電力を中心として」ジュリスト一〇四四号一〇三頁以下（一九九四年）、同「電気事業と独占禁止法」日本エネルギー法研究所報告書『公益事業における新規制』（一九九七年）九三頁以下、同一〇五頁以下、同「電気事業における託送と『公正な競争』」正田彬先生古稀祝賀『独占禁止法と競争政策の理論と展開』（三省堂、一九九九年）五〇五頁以下。

なお、本稿は、舟田「電力産業における競争の促進のための法制度の検討」日本エネルギー法研究所報告書『電気・ガス事業における規制緩和と制度改革』(一九九九年)に若干の補足・修正を加えたものである。

(5)

ハハハ、エッセンシャル・ファシリティの法理について、前注3掲記の日本における諸研究を踏まえた上で、若干のコメントを付しておく。第一に、米国の判例においてエッセンシャル・ファシリティの法理は、送配電ネットワーク全体ではなく、特定の送電線による託送（ただし、卸託送）が争点になった例である。やややややや、ある送電線が不可欠で、別の送電線はそうでないなど、どう決めるか問題になる。なお、公益事業政策法 (Public Utility Regulatory Policy Act of 1978)に基づく託送命令には、「地点間ではなく、ネットワーク送電サービスの提供を求め」それが認められた事例もあるとのことである。参照、丸山真弘「米国におけるオープン・アクセスの法規制」電力中央研究所報告(一九九九年)五頁。

なお、日本の電気通信分野における接続料金は、「不可欠設備」をNTTの地域通信(県内通信)全体とし、それを対象とする接続会計を作つて、そこから料金が算定される仕組みがとられてる。

第二に、アナハイムのケースは、ある超高压送電線の利用を求めたアナハイム市の請求を棄却した事案である。See, City of Anaheim v. Southern California Edison Co., 955 F. 2nd 1373 (9th Cir. 1992)

ハハハでは、当該送電線がエッセンシャル・ファシリティに当たるか否かで議論している。託送の問題のポイントの一つは、託送請求を認めるか、委託者だけが託送によって「ハハヒヒ」ができる他のユーザーの不利になる、という点である。しかし、この議論自体は、オッターテイル判決で否定されているので、アナハイム判決はこれと別の理由、すなわち、エッセンシャル・ファシリティに当たらない、という論拠で結論を出したと理解される余地がある。

第三に、ただしその後、クリーム・スキミング防止を認めるかに読める判例がある（詳細は、古城・前注3報告書二一九頁参照）。その前提として、コスト算定法方が問題であり、例えばユニバーサル・サービスのためのコストなどは入らないであろう。

第四に、FERCの規則が出て（一九九六年四月、FERC, Order No. 888 [2]）、託送が義務づけられたあとは、エッセンシャル・ファシリティの法理は使われない。したがって、この法理は過渡期の議論とも言えるが、歴史的に見て託送を可能にしたという意義がある。今は、拒絶できるか否かではなく、もっぱら託送料金などの条件次第、ということになる。

わが国においても、明白に不法な目的による託送拒絶（競争制限の目的だけの場合、コストより明らかに割高な場合など）なら、独禁法違反のおそれがあると解される。

(6) 丸山真弘「オープン・アクセスにおける財産権の保障——電気事業における財産権と収用に関する検討」電力中央研究所報告(一九九六年)、同・前注3「米国におけるオープン・アクセスの法規制」電力中央研究所報告(一九九九年)参照。

(7) 舟田・前掲注4・ジユリスト10四四号10三頁以下参照。

(8) 分散型発電の状況については、既にかなり以前から指摘されている。舟田・前注4・立教法学三七号、三九号に挙げた諸文献を参照。

(9) バイパスにつき、参照、藤原淳一郎「規制リストラクチャリング時代の公益事業法——電気事業を中心として——」慶應大学・法学研究七

○卷一一号一頁以下、二三頁以下（一九九七年）。

ただし、ここで一点述べておけば、前述の直接線・直接管の敷設については、日本ではこれまであまり議論されてこなかつた論点であり、多くの検討すべき点があるとも思われる。

特に、送電ネットワークと配電ネットワークとは、多くの点で性格の違いがあることは明白である。すなわち、前者（送電ネットワーク）は、送電柱の設置の問題（主として、地主との契約の問題であるが、「空中権」など特有の問題があるようである）、また高圧であることから、電磁波の影響という環境問題がある。

これに対し、後者（配電ネットワーク）は、道路法の問題（公用特権の範囲）、あるいは共同溝の推進か、それとも独自の施設の維持・拡大かという選択、地下埋か空中線の維持か、などの都市施設に共通する問題がある。

(10) 藤原・前注9のほか、矢島正之「論議呼ぶ『電力再編』の動向とその評価」エネルギー・フォーラム一九九七年三月号四二頁以下など参照。

(11) 最近、農水省は、卸市場法を改正し、「相対取引」を公認することで、地盤沈下が進む卸市場の機能回復を図ることとしたとの報道がある。「卸売市場、『セリ原則』を外す」日本経済新聞一九九八年八月七日付け朝刊参照。詳しくは、細川允史『変貌する青果物卸売市場』（筑波書房、一九九三年）参照。商品取引所については、波積大樹「商品取引所法の一部を改正する法律について」ジュリスト一一三八号五六頁以下参照。

(12) 会計の問題については、舟田・前注4・正田古稀祝賀で詳細に扱っている。

(13) この点については、舟田・前注4「公益事業における新規制」報告書一〇四頁参照。この点は、既に舟田・前注4・立教法学三七号一五一年以下でも触れた。

(14) 藤原・前注9・法学研究七〇巻一一号三九頁参照。

(15) 舟田「国際化の下での放送の競争秩序——英國の場合について」松下満雄先生還暦記念論文集『企業行動と法』（商事法務研究会、一九九五年）三七頁以下参照。

(16) 以下についての詳細は、資源エネルギー庁公益事業部編『一九九五年度版 電気事業法の解説』（通商産業調査会、一九九五年）を参照。

(17) 南部鶴彦「電力規制改革の経済学」経済セミナー一九九八年五月号三〇頁以下参照。

(18) 前注16『電気事業法の解説』七五頁

(19) これについては、舟田『情報通信と法制度』（有斐閣、一九九五年）一三九頁以下等を参照。

(20) 電気事業審議会需給部会・電力基本問題検討小委員会中間報告（平成六年一二月七日）は、一般電気事業者間の電力融通を各社の平均的な送電コスト（帳簿原価ベース）を基礎として設定されたものとした上で、卸託送料金について、「特定のルートの増強が必要とはならないと考えられることから、基本的には右記（ア）（舟田注、「各社の平均的な送電コスト」という部分を指す）に準じた料金を設定し適用する」と述べる。なお、「IPPに立ち塞がる『託送料の壁』」エネルギー・フォーラム一九九六年四月号一六頁参照。

(21) 「自己託送」着実に進展」電気新聞一九九八年二月一八日付け参照。

- (22) 参照、舟田・前注4・立教法学三七号一五一頁以下参照。
- (23) 舟田・前注4『公益事業における新規制』一〇〇頁参照。
- (24) 藤原淳一郎「電力市場における競争導入——発送配電垂直統合の再検討序説」経済法学会年報一七号一五八頁（一九九六年）参照。
- (25) その料金算定につき、舟田・前注4・立教法学三九号二〇九頁以下参照。
- (26) 田山幸彦「競争下での送電料金設定方式——日米欧の送電料金方式を比較」海外電力一九九六年六月号一四頁以下、塚本幸辰「米国を中心とした最近の電気事業の動向——送電線アクセスを巡る動きと託送料金算定方法」日本エネルギー経済研究所・研究報告会資料（一九九五年）等を参照。
- (27) アーヘン・モデル等に関する栗原史郎「再生可能エネルギーの普及策と日本型アーヘン・モデルの検討」環境経済・政策学会一九九六年大会報告要旨集二六五頁以下、同「資源・環境・市場と『補完型』エネルギー産業構造」ビジネス・レビューVol. 45 No. 1、同『環境市民革命』（財団法人省エネルギー・センター、一九九八年）等を参照。
- (28) 米国における議論につき、丸山・前注6「オープン・アクセスにおける財産権の保障——電気事業における財産権と収用に関する検討」は、この点に関する貴重な業績である。